

目 次

会期日程表	1
陳情文書表	2

第 1 号 (6月10日)

開会、散会の日時	3
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に参加した者の職・氏名	3
事務局出席者	3
議事日程	4
開会及び開議の宣告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	5
行政報告	5
議案第19号の上程、説明	6
議案第20号の上程、説明	7
議案第21号の上程、説明	9
報告第4号の上程、報告	9
報告第5号の上程、報告	10
散会の宣告	10

第 2 号 (6月11日)

開議、散会の日時	11
出席議員	11
欠席議員	11
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に参加した者の職・氏名	11
事務局出席者	11
議事日程	12
開議の宣告	13
一般質問	13
友 寄 景 善 議員	13
大 山 美佐子 議員	16
宮 城 良 治 議員	18
仲井間 宗 利 議員	20
大 城 佐 一 議員	21

吉 浜 覚 議員	25
平 良 嗣 男 議員	36
宮 城 貢 議員	38
安 里 重 和 議員	42
大 城 邦 彦 議員	45
散会の宣告	47

第 3 号 (6月12日)

開議、散会の日時	49
出席議員	49
欠席議員	49
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	49
事務局出席者	49
議事日程	50
開議の宣告	51
議案第19号の質疑、過疎地域自立促進計画審査特別委員会の設置、委員会付託	51
議案第20号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	51
議案第21号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決	53
諸般の報告	53
散会の宣告	54

第 4 号 (6月13日)

開議、閉会の日時	55
出席議員	55
欠席議員	55
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	55
事務局出席者	55
議事日程	56
開議の宣告	57
議案第19号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決	57
議案第20号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決	58
陳情第3号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決	59
意見案第6号の上程、説明、質疑、討論、委員会付託の省略、採決	62
決議案第1号の上程、説明、質疑、討論、委員会付託の省略、採決	63
閉会の宣告	65
署名議員	65

令和元年第3回定例会会議録
(会期日程表)

開会 令和元年6月10日
会期 4日間
閉会 令和元年6月13日

月 日	曜日	会議別	開議時間	日 程
6月10日	月	本会議	午前10時	会議録署名議員の指名・会期の決定・議長諸般の報告・村長行政報告・議案提案説明・報告2件
6月11日	火	本会議	午前10時	一般質問
6月12日	水	本会議	午前10時	議案第19号質疑、過疎地域自立促進計画審査特別委員会付託 議案第20号質疑、予算審査特別委員会付託 議案第21号質疑、委員会付託省略(即決)
		委員会	午後1時30分	議案第19号過疎地域自立促進計画審査特別委員会(説明～採決)
		委員会	午後3時	議案第20号予算審査特別委員会(説明～採決)
6月13日	木	本会議	午前10時	議案第19号過疎地域自立促進計画審査特別委員会委員長報告、質疑、討論、表決 議案第20号予算審査特別委員会委員長報告、質疑、討論、表決 陳情第3号総務常任委員会委員長報告、質疑、討論、表決 意見書等の処理(閉会)

会期日数 4日間 本会議日数 4日間 委員会日数 1日間 休会日数 0日間

陳 情 文 書 表

受理 番号	受理年月日	件 名	陳情者氏名	付託委員会
3	平成31年2月7日 (継続審査)	安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める陳情書	沖縄県医療福祉労働組合連合会 執行委員長 穴井 輝明	総務常任委員会
7	平成31年3月5日	沖縄県民の生活を守るためにも国保制度改善を求める陳情書	沖縄県社会保障推進協議会 会長 新垣 安男	議員配布
8	平成31年3月27日	辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情	「新しい提案」実行委員会 安里 長従	議員配布
9	令和元年5月7日	全国一律最低賃金制度の実現と最低賃金を1,000円に引き上げを求める陳情	沖縄県労働組合総連合 議長 穴井 輝明	議員配布
10	令和元年5月7日	公契約条例の制定を求める陳情	沖縄県労働組合総連合 議長 穴井 輝明	議員配布
11	令和元年5月17日	辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情	全国青年司法書士協議会 会長 半田 久之	議員配布
12	令和元年5月20日	沖縄県民の生活と国民皆保険制度を守るために国保制度改善を求める陳情	沖縄県社会保障推進協議会 会長 新垣 安男	議員配布
13	令和元年5月31日	米軍普天間飛行場の辺野古移設を促進する意見書に関する陳情	宜野湾市民の安全な生活を守る会 会長 平安座 唯雄	議員配布

令和元年第3回大宜味村議会定例会会議録

(第1号) 令和元年6月10日

1. 開会、散会の日時

開 会 (令和元年6月10日 午前10時00分)

散 会 (令和元年6月10日 午前10時21分)

2. 出席議員 (10名)

1番議員	大 城 佐 一	6番議員	大 城 邦 彦
2番議員	宮 城 良 治	7番議員	宮 城 貢
3番議員	仲井間 宗 利	8番議員	吉 浜 覚
4番議員	友 寄 景 善	9番議員	安 里 重 和
5番議員	大 山 美佐子	10番議員	平 良 嗣 男

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長	宮 城 功 光	教 育 長	米 須 邦 雄
副 村 長	島 袋 幸 俊	教 育 課 長 兼 子ども子育て支援室長	宮 城 豊
総 務 課 長	知 念 和 史	農 業 委 員 会 事 務 局 長	花 田 義 徳
財 務 課 長	真喜志 亮	監 査 事 務 局 長	大 嶺 実
住 民 福 祉 課 長	佐久川 紀 亮	選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	知 念 和 史
企 画 観 光 課 長 兼 プ ロ ジ ェ ク ト 推 進 室 長	福 地 亮		
産 業 振 興 課 長	花 田 義 徳		
建 設 環 境 課 長	新 城 寛		
会 計 課 長	宮 城 敦		

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 大 嶺 実 主 事 仲 村 亮 人

6. 議事日程（第1号）

日程番号	事件番号	件 名	摘 要
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3		議長諸般の報告	
4		村長行政報告	
5	議案 第19号	大宜味村過疎地域自立促進計画（平成28年度～平成32年度）の一部変更について	提案説明
6	議案 第20号	令和元年度大宜味村一般会計補正予算（第1号）	提案説明
7	議案 第21号	令和元年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	提案説明
8	報告 第4号	繰越明許費繰越計算書の報告について（大宜味村一般会計予算）	報告
9	報告 第5号	繰越明許費繰越計算書の報告について（大宜味村簡易水道事業特別会計予算）	報告

◎開会及び開議の宣告

- 議長（平良嗣男） 起立、礼、着席。おはようございます。
ただいまから令和元年第3回大宜味村議会定例会を開会します。
本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎会議録署名議員の指名

- 議長（平良嗣男） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、2番 宮城良治議員及び3番 仲井間宗利議員を指名します。
-

◎会期の決定

- 議長（平良嗣男） 日程第2 会期の決定を議題にします。
お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月13日までの4日間にしたいと思います。
御異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。
したがって会期は、本日から6月13日までの4日間に決定しました。
-

◎諸般の報告

- 議長（平良嗣男） 日程第3 諸般の報告を行います。
本定例会の会議に出席を求め、説明員として通知のあった者の職・氏名は、お手元に配りました名簿のとおりであります。
本定例会までに受理した陳情は、お手元に配りました陳情文書表のとおり報告します。
次に地方自治法第235条の2第3項の規定によって、例月出納検査の結果報告書がお手元に配りましたとおり提出されています。
次に議長の会議等の報告については、お手元に報告書を配付しておりますので、お目通しをお願いしたいと思います。
これで諸般の報告を終わります。
-

◎行政報告

- 議長（平良嗣男） 日程第4 行政報告を行います。
村長から行政報告の申し出がありました。これを許します。村長。
(宮城功光村長 登壇)
- 村長（宮城功光） おはようございます。
令和元年第3回定例会を招集しましたところ、全議員出席のもと開会できますことを大変感謝申し上げます。

では、3月定例会後の行政報告を行います。

3月27日、やんばるアート展で出展されたシーサーを石巻市へ贈呈してまいりました。

4月4日、改善センターにおいて、2019年度の公共工事の説明を行っております。

9日には、全国町村会館において全国森林環境税創設促進連盟の理事会及び総会に出席しました。総会をもって解散することを決定いたしております。

14日には、一心会総会に参加し、激励をしてきました。今年度の役員は、大宜味住区で会長が照屋さんと決定されました。

26日には、県振興拡大会議があり、事前に全市町村からの要望を受けた件について、県から回答がありました。

5月9日に、村身障害者協議会の総会があり、出席をし、激励をしてまいりました。

11日に、田嘉里区において、外来植物ツルヒョウドリの除去作業があり、JALグループ、沖縄郵政、県、環境省、田嘉里区民、その他120名余の参加があり、激励をしてまいりました。

20日には、北部会館において、圏域別地域意見交換があり、村からの要望として河口閉塞と58号沿いの越波について強く要請をいたしました。

29日のチャレンジデーにおいては初めて50%を超し、57%と多くの皆さんに参加をしていただきました。ありがとうございました。しかし、勝負は北海道知内町の60%に負けてしまいました。次、頑張りたいと思っております。

30日には、全国治水大会に出席をしてまいりました。

6月3日には、総合事務局建設部との意見交換会があり、村からの要望として、塩屋港湾整備と河口閉塞について強く要望をしてきました。

7日には、村観光協会の設立総会があり、会長に商工会会長が就任しています。

その他につきましては、スケジュール表を御参照願います。

発注いたしました公共工事の入札結果を提出しておりますので、御参照願います。

以上で行政報告を終わります。

○ 議長（平良嗣男） これで行政報告を終わります。

◎議案第19号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第5 議案第19号 大宜味村過疎地域自立促進計画（平成28年度～平成32年度）の一部変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 議案第19号 大宜味村過疎地域自立促進計画（平成28年度～平成32年度）の一部変更について

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和元年6月10日提出

大宜味村長 宮城功光

提案理由

大宜味村過疎地域自立促進計画（平成28年度～平成32年度）の一部を変更する必要があるため、過疎

地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第6条第7項の規定により、この案を提出する。

内容につきましては、担当課長から説明をいたします。

○ 議長（平良嗣男） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

（福地 亮企画観光課長兼プロジェクト推進室長 登壇）

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地 亮） では、議案第19号についての補足説明をさせていただきます。

過疎地域自立促進計画の変更につきましては、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の規定に基づき議会の議決を経て変更ができるものとなっておりますが、議会の議決を経るか否かにつきましては、平成22年12月22日付、総務省地域力創造審議官通知の過疎地域自立促進計画等の変更の取扱いについて、におきまして、当該計画の変更手続で事業の追加、または事業の中止、大幅な事業量の増減等、事業費の2割を超える変更であって、なおかつ計画本文の修正を伴うものについて議会の議決を求めるものとされております。

他の変更につきましては、軽微な変更としての取り扱いになりまして、議会の議決が省略されるものです。

今回の変更につきましては、観光協会補助金、地域イベント支援事業、ビジターセンター運営委託事業、北部広域ネットワーク機能強化事業、不妊治療費等助成事業について、本文への記載追加であることから、事業の追加として議会の議決を求めるものでございます。

御審議のほど、よろしくお願いたします。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第20号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第6 議案第20号 令和元年度大宜味村一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 議案第20号 令和元年度大宜味村一般会計補正予算（第1号）

元号を改める政令（平成31年政令第143号）の施行に伴い、「平成31年度大宜味村一般会計予算」の名称を「令和元年度大宜味村一般会計予算」とし、予算書における年度表示についても「令和」に読み替えるものとする。

令和元年度大宜味村一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,960万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億3,280万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

内容につきましては、副村長のほうから説明いたします。

○ 議長（平良嗣男） 副村長。

（島袋幸俊副村長 登壇）

○ 副村長（島袋幸俊） では、議案第20号 令和元年度大宜味村一般会計補正予算（第1号）の概要を説明します。

予算書における年度表示について、令和に読みかえております。

今回の予算の補正は、1億1,960万3,000円の増額補正となっております。

歳入の主な概要を説明します。予算書1ページをお願いします。

1 款村税931万3,000円の増額ですが、固定資産税によるものです。

14 款国庫支出金4,953万1,000円の増額ですが、主に観光振興事業費補助金、沖縄観光防災力強化支援事業費補助金、プレミアム付商品券事業費補助金によるものです。

15 款県支出金4,698万7,000円の増額ですが、主なものとして、沖縄振興特別推進交付金によるものです。

16 款財産収入235万8,000円の増額ですが、宅地造成分譲売払用地代によるものです。

20 款諸収入361万4,000円の増額ですが、受託事業収入によるものです。

21 款村債780万円の増額ですが、過疎対策事業債によるものです。

以上が歳入の概要です。

続きまして、歳出の主な概要を説明します。予算書2ページをお開きください。

人事異動等に伴う職員構成の変動等による増減が生ずることから、歳出全般にわたる職員人件費の補正につきましては、説明を省略させていただきます。

2 款総務費198万2,000円の増額ですが、主なものとして、企画費の結の浜海浜整備基本計画策定業務によるものです。

3 款民生費3,689万6,000円の増額ですが、子ども子育て支援費によるものです。

6 款農林水産業費156万円の増額ですが、主なものとして、農地費の修繕によるものです。

7 款商工費5,740万5,000円の増額ですが、主なものとして、観光費のやんばるの森ビジターセンター整備事業費、沖縄観光防災力強化支援事業費によるものです。

8 款土木費1,146万3,000円の増額ですが、主なものとして、宅地造成費の江洲定住分譲代金返還金によるものです。

予算書3ページをお開きください。

10 款教育費129万4,000円の増額ですが、主なものとして、中学校費によるものです。

12 款公債費36万6,000円の減額ですが、利率見直し方式の利率変更によるものです。

13 款諸支出金807万1,000円の増額ですが、主なものとして結い基金及び財産形成基金費の増によるものです。

14 款予備費333万5,000円の増額となっております。

以上が歳出の主な概要です。

6 ページには地方債の補正を記載しています。限度額6億6,590万円から780万円増の6億7,370万円

となっております。

なお、詳細については、予算審査特別委員会で説明させていただきますので、よろしく御審議のほどお願いします。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第21号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第7 議案第21号 令和元年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 議案第21号 令和元年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

元号を改める政令（平成31年政令第143号）の施行に伴い、「平成31年度大宜味村国民健康保険特別会計予算」の名称を「令和元年度大宜味村国民健康保険特別会計予算」とし、予算書における年度表示についても「令和」に読み替えるものとする。

令和元年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ41万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億38万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和元年6月10日提出

大宜味村長 宮城功光

内容につきましては、システム改修に伴う増額補正で、歳入の保険給付費等交付金、歳出の国保システム改修委託料41万7,000円を同額補正しています。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎報告第4号の上程、報告

○ 議長（平良嗣男） 日程第8 報告第4号 繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。報告を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 報告第4号 繰越明許費繰越計算書の報告について

平成30年度大宜味村一般会計予算の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。

令和元年6月10日提出

大宜味村長 宮城功光

内容につきましては、添付してございますのでお目通し願いたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） これで報告を終わります。

◎報告第5号の上程、報告

- 議長（平良嗣男） 日程第9 報告第5号 繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。
報告を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

- 村長（宮城功光） 報告第5号 繰越明許費繰越計算書の報告について
平成30年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したの
で、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。

令和元年6月10日提出
大宜味村長 宮城功光

なお、内容については、別添してございますので御参照ください。

- 議長（平良嗣男） これで報告を終わります。
-

◎散会の宣告

- 議長（平良嗣男） 以上で本日の日程は、全部終了しました。
本日は、これで散会します。
大変お疲れさまでした。

（午前10時21分）

令和元年第3回大宜味村議会定例会会議録

(第2号) 令和元年6月11日

1. 開議、散会の日時

開 議 (令和元年6月11日 午前10時00分)

散 会 (令和元年6月11日 午後2時47分)

2. 出席議員 (10名)

1番議員	大 城 佐 一	6番議員	大 城 邦 彦
2番議員	宮 城 良 治	7番議員	宮 城 貢
3番議員	仲井間 宗 利	8番議員	吉 浜 覚
4番議員	友 寄 景 善	9番議員	安 里 重 和
5番議員	大 山 美佐子	10番議員	平 良 嗣 男

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長	宮 城 功 光	教 育 長	米 須 邦 雄
副 村 長	島 袋 幸 俊	教 育 課 長 兼 子ども子育て支援室長	宮 城 豊
総 務 課 長	知 念 和 史	農 業 委 員 会 事 務 局 長	花 田 義 徳
財 務 課 長	真喜志 亮	監 査 事 務 局 長	大 嶺 実
住 民 福 祉 課 長	佐久川 紀 亮	選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	知 念 和 史
企 画 観 光 課 長 兼 プ ロ ジ ェ ク ト 推 進 室 長	福 地 亮		
産 業 振 興 課 長	花 田 義 徳		
建 設 環 境 課 長	新 城 寛		
会 計 課 長	宮 城 敦		

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 大 嶺 実 主 事 仲 村 亮 人

6. 議事日程 (第2号)

日程番号	事件番号	件 名	摘 要
1		一般質問	

◎開議の宣告

- 議長（平良嗣男） おはようございます。
これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎一般質問

- 議長（平良嗣男） 日程第1 一般質問を行います。
通告順により、発言を許します。
-

◇ 友 寄 景 善 議員

- 議長（平良嗣男） 総合福祉センター整備の進捗状況について。4番 友寄景善議員。
○ 4番（友寄景善） 村長にお伺いします。

大宜味村第5次総合計画は、平成28年6月28日に村議会の議決を経て策定されました。計画策定に際しては、村内各種団体のヒアリング、基本構想検討依頼、重点プロジェクト検討依頼、基本計画検討依頼、住民意見交換会、大宜味村総合計画審議会などを経て、村内外の各界各層から広く要望や意見を反映させて、最終的に村議会で決定した村の総合計画で、村民の思いや願いが詰まった村のあるべき姿、村の進むべき方向性、つまり村の将来像が詰まった総合計画となっております。

本計画の中には、健康福祉の村づくりのため、高齢者福祉の充実の具体策として「多機能型の総合福祉センター整備に取り組む」と明記され、実施計画に位置づけられている過疎計画には、平成30年度に事業が予定されていましたが実施されていません。

村長の1期目の選挙公約には、福祉センターの建設（商工物産センターと併設）と明記されています。計画は実行するためのものであり、また選挙公約は実行に移さなければなりません。次の2点についてお伺いします。

1点目は、村の計画に明記されている総合福祉センターの整備がなぜ実行されなかったのか。その理由をお伺いします。

2点目は、総合福祉センターは、先送りできない喫緊の事業であると思いますが、今後の計画をお伺いします。

- 議長（平良嗣男） 村長。
（宮城功光村長 登壇）

- 村長（宮城功光） 議員の質問にお答えいたします。

現在、やんばるの森ビジターセンターの整備や幼保連携型総合施設整備などの大型事業を進めていたことから、補助事業での実施が厳しい中、進めることができていない状況であります。

2点目につきましては、具体的にいつ整備するとは断言することはできませんが、これから新庁舎建設や結の浜の海浜整備などの事業も予定していますので、財源の確保を含め、状況を見て検討していきたいと考えております。

- 議長（平良嗣男） 4番 友寄景善議員。

- 4番（友寄景善） 過疎計画には、平成30年度に計画が載っているわけですから、これは実行のた

めに村は努めて、計画どおり実行されるようにしなければならない。今後もどうなるかはっきりとした回答は得ておりませんが、村内には高齢者を含め、行政の支援・手助けを必要とする村民が大勢います。今後ますます、さまざまな行政サービスを提供し、総合的な福祉の向上を推進していかなければなりません。

村民の日々の暮らし、つまり日常生活の課題を優先に取り組むのが村行政の基本だと考えます。村民が切実に望んでいる総合福祉センターの整備が先送りされることなく、確実に、そして早期に整備されなければならないと思いますが、村長再度お伺いしますが、どうお考えですか。

○ 議長（平良嗣男） 住民福祉課長。

○ 住民福祉課長（佐久川紀亮） 議員の質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、この総合福祉センターというものは必要性を感じているところでありまして、ただし、先ほども村長から答弁がありましたように、補助事業がないという状況で今現在進めることができていません。

今後、新庁舎の整備の中で必要のある機能を入れて、福祉センターとしての機能も一緒にできないか。もしくは新庁舎ができた後の旧大宜味小学校の跡地を活用してできないかとか、そういったものを含めて、また今後検討していきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○ 議長（平良嗣男） 4番 友寄景善議員。

○ 4番（友寄景善） 村当局も必要性は認識しておられるようですので、早急に、確実に総合福祉センターが整備されるように要望して質問を終わります。

○ 議長（平良嗣男） 以上で総合福祉センター整備の進捗状況についての質問を終わります。

次に大宜味村の危機管理体制について。4番 友寄景善議員。

○ 4番（友寄景善） 村長にお伺いします。

大宜味村地域防災計画によりますと、本村地域に災害が発生し、または発生するおそれがある場合に、的確かつ迅速な災害応急対策を行うため対策本部等を編成し、本部長は村長をもって充てるとある。村長が出張、休暇等による不在または連絡不能で特に緊急の意思決定をする場合においては、副本部長となる副村長、教育長が村長にかわって意思決定を行うことになっています。台風、豪雨、高潮、地震、津波等の自然災害に加え、事件・事故においても同様の対応が求められているのは言うまでもありません。村行政の最高責任者として日ごろから危機管理体制を確認し、不測の事態に的確・迅速に対応する心構えは常に必要です。

しかし、2017年（平成29年）12月1日発行の大宜味村広報紙の表紙を見て、私は一瞬目を疑いました。石垣市内で行われた八重山在住大宜味一心会50周年記念の集合写真に、村長、副村長、教育長と一緒に写っているではありませんか。考えられないことです。不測の災害や事件、事故が発生した場合、適切迅速な対応が難しくなり、村内が混乱、パニックに陥ることが容易に推察されます。村長が県内離島を含め、県外に出張する場合、副村長は最低でも沖縄本島内で待機しなければならないのが鉄則ではないですか。しかも教育長も本島を離れ、三役が大宜味村を留守にしています。異常事態ではありませんか。さらに、出張途中の直接の災害・事故等も全くないとは言えません。危機管理体制はどうなっているのか大きな疑念を抱かざるを得ません。

今回のように、三役が本島を離れ、大宜味村を留守にすることについての村長の見解をお伺いします。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

(宮城功光村長 登壇)

○ 村長(宮城功光) お答えいたします。

平成29年11月11日に開催された「八重山在住大宜味一心会創立50周年記念式典」への参加についてでございますが、八重山一心会の役員が来庁され、50周年記念式典への参加と協力依頼がございました。

村として、最大限協力していこうと、三役での参加となりました。また、当時の議員におかれましても世界自然遺産調査特別委員会の視察研修と日程が重なっており9人の議員も参加しました。

しかし、議員御指摘のとおり、災害等緊急時の危機管理体制の観点からは疑念を抱かれても仕方がないと思います。

今後につきましては、課長会において日程確認の際、本部長、副本部長が不在となり、総務課長が職務を代理することがないように努めてまいりたいと思っております。

○ 議長(平良嗣男) 4番 友寄景善議員。

○ 4番(友寄景善) やはり三役が大宜味村を不在にするということは、不測の事態に本当に的確に対応するには大変不備というんですか、防災意識に欠けていると思います。この大宜味村の地域防災計画も三役のうち誰か一人は村にいななければならない。村の留守番をしなければならない。そういう前提で策定されていると思いますので、今回のような態度では、私は防災意識についての認識が甘いと思いますので、今後、しっかりと体制を見直して、不測の事態に備えるように対応していただきたいことを要望して質問を終わります。

○ 議長(平良嗣男) 以上で大宜味村の危機管理体制についての質問を終わります。

次に村長・副村長の南米出張について。4番 友寄景善議員。

○ 4番(友寄景善) 村長に、次の2点についてお伺いします。

1点目は、村議時代を含め、南米へは何度出張されましたか。可能でありましたら、公務外の旅行を含めお願いします。

2点目は、平成31年3月議会の答弁の中で、副村長の南米出張に関連し、次のとおり答弁しています。「私が行く予定ではあったんですけども、私の日程の都合でどうしても行けないものですから、誰も行かないというわけにもいかないということで、副村長に行ってもらったというのが経緯です」と答えています。

どのような日程の都合で行けなくなったのか具体的に示してください。以上の2点をお伺いします。

○ 議長(平良嗣男) 村長。

(宮城功光村長 登壇)

○ 村長(宮城功光) お答えいたします。

私はこれまで議員として2回、村長としては平成28年度に沖縄県県人会記念式典で1回であります。私的な南米研修はありません。

2番目の件につきましては、平成30年4月に沖縄県町村会から視察団を結成し、南米視察訪問を実施する案内がございました。当初予算で計上しておりませんでしたので、6月議会に補正予算を計上し承認をいただきました。

日程の都合で行けなくなったことにつきましては、公務等とございましたが、大きな理由としては9月に控えておりました選挙でした。

後援会の皆さんと相談をした結果、この時期に長期出張は控えたほうがよいと助言があり、副村長へ

行ってもらったということが経緯でございます。

○ 議長（平良嗣男） 4番 友寄景善議員。

○ 4番（友寄景善） この南米出張は、当初予算には入っていませんでした。先ほど説明がありましたように6月に補正で対応しておりますが、当初予算では、海外旅費としてユネスコ会議現地派遣ということで、村長が行くということのちゃんとした説明資料があります。当初予算の場合ですね。6月補正には村長が行くという説明はない。副村長が出張に行くともない。誰が行くともない。村長はしっかりと説明したという答弁でしたけれども、6月の補正の段階で誰が行くとかがはっきりしていないんです。真相というのは、世界自然遺産委員会に参加できなくなった、世界自然遺産登録ができなくなったので行く理由がない。それで予算を計上しているものですから、それに加えて6月補正で南米旅費を計上したと。そのときにも南米の村人会あるいは県人会の祝儀として23万円を補正している。全体で120万円以上も補正して対応しているわけです。

ですから、このような補正した予算は当然、村長が行くべきだと、理由は選挙とか、これは公務ではないので、選挙とか何とかありますけれども、このようにして大金を予算計上したものを、このような理由で副村長に行ってもらおうというのは、予算執行の面から非常に問題があると思います。別に副村長が行くことについて悪いということではありません。6月議会において、これはちゃんと副村長に行ってもらおうとかという説明があったのかどうか。村長が行くということであったけれども、先ほどの理由で副村長に行ってもらった。ではなくて、これは当初から、6月補正当初から、副村長が行く予定であったというふうに理解しているんです。なぜかという、この補正予算は6月13日に補正予算が議決されているわけです。そして2週間後の6月27日には、既に町村会の旅行名簿に副村長島袋幸俊とあります。翌日の6月28日には、町村会から請求書も来て、その日のうちに旅費に関する伝票等が記載されております。こういう流れから見て、当初から副村長が南米に行くということは自然な流れだろうと思います。ですから議会で説明する場合にもちゃんと正直に副村長に行ってもらうために予算計上したと、そういうふうな質問がなされなくてはならないと思います。

ちなみにほかの町村、手元の資料では18名、去年の6月27日現在の名簿によりますと18名いますけれども、その中に町村長は3名、議長が6名、副村長が5名、教育長2名、課長が2名、18人になっております。ですから、必ずしも村長が行かなくてもいいということはわかっているんですから、事情を説明してちゃんと議会で予算を、議会の理解を得てやってもらいたいと思います。だから村長は、合計3回行って、4回目行くというのも非常に酷というんですか、4回目は行かなくてかわりのものに行ってもらいたいというのが本音だったろうと思います。副村長についても、見聞を広めて今後の行政に生かすために副村長を南米出張に行かせたいという説明があれば、すっきりとして腑に落ちるものですから、今回の村長の日程都合でとか、そういういい回しがあるものですから、そこら辺はちゃんと県外、海外旅行する場合にはしっかりと議会に説明をしてもらいたいと思います。

以上、要望して私の質問を終わります。

○ 議長（平良嗣男） 以上で友寄景善議員の質問を終わります。

◇ 大 山 美 佐 子 議 員

○ 議長（平良嗣男） 次に消費税10%引き上げに対する村長の考えについて。5番 大山美佐子議員。

○ 5番（大山美佐子） こんにちは。一般質問を行います。

消費税10%引き上げに対する村長の考えについて。

安倍政権は、10月から消費税を10%引き上げると言われています。これまで消費税は社会保障の充実といわれ、3%から5%、8%へと引き上げられてきました。しかし、実際、消費税は一般財源に組み入れられているため、法人税や所得税の穴埋めに使われ、社会保障は削減されています。

大宜味村は、低所得者や高齢者の方が多く、今でも生活は苦しいのに、消費税を10%に引き上げたら、ますます地域住民の暮らしは苦しくなると考えられます。

安倍政権が、10月に消費税の10%引き上げに対する村長の考えを伺いたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） お答えいたします。

議員御承知のように、消費税の引き上げによりまして、低所得者や高齢者といった方には一定の影響が出ていくというふうには認識をしておりますが、国が進める社会保障と税の一体改革において、消費税の引き上げによる増収分を社会保障の財源に充てることとしており、これにより安定財源を確保することで社会保障の充実、安定化と将来世代への負担の先送りの軽減を実現するために消費税の引き上げを行うとしております。さらに今回は、幼児教育の無償化等の負担軽減など、新たな子育て支援に回す方針も示されていることから、今回の消費税増税が単に低所得者や高齢者といった方々の生活を苦しめるものと一面的に捉えられるのではなく、将来を見据えた社会保障の充実、私たちの生活全体の安定という広い視点に立ち、総合的に考えていかなければならないものだと思います。国においては、社会保障と税の一体改革において、消費税増収分をしっかりと社会保障の安定・充実のため進めていただきたいと思っております。

○ 議長（平良嗣男） 5番 大山美佐子議員。

○ 5番（大山美佐子） 村長の考えがわかりました。安倍政権は、消費税10%引き上げの中で、幼児・保育の無償化、高等教育の負担軽減、低年金底上げなど、社会保障や教育、子育てに関するものなどの財源にすると断言していますが、それは消費税ではなく、米軍の思いやり予算などを廃止し、富裕層と大企業に応分の負担を求めるなど、消費税に頼らない別の道で確保すべきだと考えます。消費税10%上げたら生活ができないという村民の声も聞こえます。消費税増税をなくしたほうがよいと言っているのです。国が決めることではありますが、ぜひ村長も村民の目線で行政を進めてほしいと思います。

3月定例会では、消費税率10%への引き上げ中止を求める意見書を全会一致で可決しました。消費税率10%引き上げ中止を求める陳情書も全会一致で採択しました。議員一同、採択したことを、中止を求めることが一緒だったということ、一緒に気持ちで感動しました。やっぱり村民に寄り添って、村民の目線で行政を進めてほしいと思います。以上、質問を終わります。

○ 議長（平良嗣男） 以上で消費税10%引き上げに対する村長の考えについての質問を終わります。

次に憲法九条改憲について。5番 大山美佐子議員。

○ 5番（大山美佐子） 憲法九条改憲について。

昨年12月の定例議会において、改憲に反対する村長のお考えを伺ったのですが、再度伺います。

安倍首相は、憲法九条に自衛隊を明記し、2020年施行すると発言しています。衆議院憲法審査会が5月9日に今国会で初めて開かれ、国民投票の商業規制について議論されたと報道されています。このままでいくと、九条改憲に進んでいくと考えられます。この状況に対して、村長の見解を伺いたい

と思います。

○ 議長（平良嗣男） 村長。
（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） お答えいたします。

日本国憲法第9条につきましては、日本国憲法に示された恒久平和は戦後の日本を平和国家へ築き上げた世界に誇る崇高な理念であり非常に大切なものと考えております。この平和を守り、二度と戦争を起こさないことは全ての人々の願いだと考えます。

日本国憲法の改正については、国民一人一人さまざまな意見があると思います。そのため幅広く国民の議論を深めていくことが大切であると考えております。

○ 議長（平良嗣男） 5番 大山美佐子議員。

○ 5番（大山美佐子） 今度の参議院選で議会の3分の2以上の改憲賛成の議席を得たら、国会で憲法九条改憲の発議がすると考えられます。7月の参議院選では、改憲の賛否について重要になってくると思います。ぜひ村長も憲法九条の碑を建立したときの気持ちで九条改憲に反対し、村民に寄り添い村政にかかわってほしいと思います。

以上、質問を終わります。

○ 議長（平良嗣男） 以上で大山美佐子議員の質問を終わります。

◇ 宮 城 良 治 議 員

○ 議長（平良嗣男） 創業支援について。2番 宮城良治議員。

○ 2番（宮城良治） 創業支援についてお伺いします。

11月にビジターセンターがオープンを予定し、さらに結の浜にホテル建設が予定されています。これからこのチャンスを生かし創業を考える方々が出てくる事が大宜味村の活気や活力になります。地域経済の底上げを図るためにも、ぜひ商工会と連携し、創業しやすい環境をつくるべきだと思っております。平成30年度商工係ができましたが、創業支援等に取り組む計画はあるのか伺います。

○ 議長（平良嗣男） 村長。
（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） お答えいたします。

商工係の取り組みといたしましては、今年度、総務省管轄の過疎地域等における集落対策の施策を活用し、本村でも商工推進集落支援員を配置しております。その業務内容につきましては、特産品の開発、販売促進等に関する業務、ふるさと納税の運営で主に返礼品に関する業務、起こす業の起業支援に関する業務を担ってもらっています。

現段階では、商工係職員と起業支援に関する取り組みについて、近隣市町村や県、国の支援策など情報収集を行っているところでございます。

今後の計画につきましては、事業化等の検討はまだできていませんが、村商工会との意見交換会や起業志願者を募り、意見交換会において起業する際の相談会を実施していくことを予定しております。

○ 議長（平良嗣男） 2番 宮城良治議員。

○ 2番（宮城良治） ぜひ、商工会とも連携しながら、あと民間、金融機関など、多くの関係機関が連携し、創業支援に取り組んでいくことが村の活気や産業活力の向上、暮らしやすさや定住促進など、

さまざまな観点から重要です。そのためにも、平成26年1月に施行された産業競争力強化法に基づく創業支援事業計画を策定し、国から認定を受けることでさまざまなメリットがありますので、創業支援計画事業などの策定を行ってはいかがでしょうか、伺います。

○ 議長（平良嗣男） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地 亮） 宮城良治議員の質問にお答えいたします。

今、提案をいただいた創業支援事業計画というものが、平成26年1月に出されておりますけれども、産業競争力強化法というもので出されております。こちらにつきましては、大変恐縮でございますが、把握をしていなかったのが現状でございます。ただし、提案をいただいた中で勉強もさせていただいているところもあって、県内でも幾つか計画を策定しているところがあります。一番近いところでは国頭村、そして名護市というところが計画を策定しているのも知ることができましたので、そういったところと連携して、勉強をしながら、また直接、県、国にそういった情報をいただきながら、勉強させていただきたいと思っております。あと金融機関との連携とかという話もありましたけれども、私たち大宜味村のほうでも沖縄コープと包括の連携協定を結んでおりまして、そういったところから金融関係の支援を受けられるようなものがないかという情報、今調整をしているところであります。いろんなところの支援事業もあるのを情報得ていますので、そういったことを情報収集しながら、商工会とも連携をして、計画をつくる際には、組織、協議体などをつくりながらやっていくことが望ましいのかと思っておりますので、まだ勉強中ではありますけれども、そういった方向性で進めさせていただきたいと思っております。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 2番 宮城良治議員。

○ 2番（宮城良治） ありがとうございます。

前向きに創業支援事業計画の策定に取り組んでいただけたらと思っております。

次に結の浜にホテルがもし本当に建設されるのであれば、その周辺には飲食店、あと観光、さまざまな商売の可能性があると思います。またそのホテルに泊まっている観光客や地域住民にとっても必要だと思っております。現在、結の浜土地利用計画の中には、そのような商業用地はなく、もっと商業用地の創設をする必要があるのかと思っておりますが、その創設する予定、また可能性があるのか伺います。

○ 議長（平良嗣男） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地 亮） 宮城議員の質問にお答えします。

今、結の浜の土地利用計画につきましては、計画ができた当初からいろいろ変更がございました。また、結の浜のホテル建築というものも大きな変更で計画を進めているところであります。計画が進むに当たって、新庁舎建設のところも検討しているところでございますが、やはり商業施設、工業とか産業全体での施設としては、起業支援とかが動いてきたところですが、商業というところで、物を売るところとか、食堂、レストランがないということは把握をしていて、結の浜の土地利用計画の見直しを、去年は予算をかけてやろうとしたんですが、それを見送った部分もありますけれども、話し合いの中では商業施設の配置も必要だということは出ておりますので、今見直しを検討している最中でございます。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 2番 宮城良治議員の質問は既に3回になりましたが、会議規則第55条のただし書きの規定によって特に発言を許しますが、簡潔にお願いいたします。2番 宮城良治議員。

○ 2番（宮城良治） 創業する仕組み、あと創業する場所、働く場所ですね、そういう場所をつくっ

ていただけたらと思いますので、これからの取り組みをよろしくお願いします。

○ 議長（平良嗣男） 以上で宮城良治議員の質問を終わります。

◇ 仲井間 宗 利 議員

○ 議長（平良嗣男） 次に異常発生しているヤスデ対策について。3番 仲井間宗利議員。

○ 3番（仲井間宗利） おはようございます。異常発生しているヤスデ対策について質問させていただきます。

近年ヤスデが異常発生している。毎年ではありませんが気候にもよると思いますが、自分の記憶だと約30年前になるかと思いますが、うちの娘が生まれたときになるから、ひよっとしたら40年近くになるかもわかりません。発生時は各家庭で朝起きるとヤスデの駆除から始まったような記憶を持っております。掃き掃除をして集めるとバケツのいっぱい、バケツの大きさにもよると思いますが。

自分たちはまた起きたか自然現象だと思い、今年も発生したかという思いでしたが、大宜味村が大好きで移住してくる方が近年たくさんいると思われまます。そういう人たちからすると異常に思われている状況です。その中で生活していくわけですので、生活も脅かしているような状況です。今までは屋内に入り込むというのはまれかなと思っておりましたけれども、今年は特に多いような感じがいたします。トイレとか浴室のほうにも入ってきております。これは最近気がついたことですが、どこからはってくるのかわからない状況で、風呂に入るときはまずそれを掃除してから入っている状況であります。村内全域に毎年発生しているのか。

今に始まったことではありませんが、村として何らかの対策をお考えですか、お伺いします。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） お答えいたします。

ヤスデの発生については、御承知のとおり発生量には差はあるものの、今の時期に発生するのではないのでしょうか。村内至るところで発生している状況で、今のところ有効な対策はなく、個人による薬剤散布やほうき等で掃き掃除による処理で対処している状況で、村としての対策は考えておりません。

村としては、害虫の種類が多岐にわたることやヤスデの完全駆除ができないなど、さまざまな原因で村としての対策は難しいものと考えております。

○ 議長（平良嗣男） 3番 仲井間宗利議員。

○ 3番（仲井間宗利） 村長が今おっしゃいましたけれども、専門家が調べていうには、22℃になると発生しているということを聞いております。22℃というと、ハブの活動する温度にもなるかと思えます。うちの集落としては、毎年ではないんですが、そういうことをやっております。

今、村長がおっしゃったとおり自分たちの駆除でやっているというのが現状ですが、最初、出始めのころはバーナーで焼いたり、焼くとガスが発生するからお湯をかける。お湯をかけてやると、今度はまた集めて掃除もしないといけないというのが、これが毎日の日課になって、最近ではほうきであつめてやっていると思います。

自分たちは住んでいますので、そういう経験をしておりますけれども、よそから大宜味村が好きで来る人たちからすると、非常に異常に思われるんじゃないかということで。というのは、下では眠れないから、皆さんのほうにもちょっとしたお願いごとが出回っていると思いますけれども、それで薬を散布

してやっていると。毎度のことで、薬代が高くつく。そういうものを改善して何かできないかということでやってきておりますので、再度お聞きしたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 建設環境課長。

○ 建設環境課長（新城 寛） 議員の御質問にお答えいたします。

実際に駆除の購入について補助金関係については、財政力の乏しい脆弱な中で、薬剤補助での対応が財政事情上、考えられるのかどうか。個人に対する補助金が妥当なのか、予算化ができるかなど、財政側との財政状況を相談の上、判断していきたいと思っております。ただ、これまで駆除剤の補助というものについては、村のほうでの補助は今まで出したことはありません。ただ、農業関係、その農業補助というものはありますが、今のところ難しいのかなというのが現状だと思います。先ほど議員がもおっしゃっていたような、やはり家庭での駆除、ほうきとかお湯とか、そういうものでやっていただきたいと思っております。

村外から移住される方等については、そういう駆除の方法があるというのをどうにかお知らせできたらいいかと考えているところです。

○ 議長（平良嗣男） 3番 仲井間宗利議員。

○ 3番（仲井間宗利） 前例がないということでありますけれども、でもことしは、来年の世界自然遺産登録に向けて大宜味村が玄関口だということで、村長がいつもおっしゃっています。ビジターセンターもことしは完成する。そういうことになってきますと、観光推進にも影響がないような方向でやっていただきたいと思っております。

実際あったことですけれども、民泊で泊まりにきて、結局、家に入ると、写真も出したんですけれども、目の前がそういう状況になっておりますので、帰ってしまったというのも現実あります。それは受け入れ側の対策のことにもなると思います。自分たちはそういうことだと思って毎日掃除しているんですけれども、そこまで手が回らなかったのかということになってくると、大宜味へ行ってヤスデがいっぱいたから帰ってきたという、悪いイメージにはなあってほしくないというのは、お互い住んでいる人の思いだと思います。補助は出せないということになってくると、あとは課長がおっしゃったとおり、そういう対策方法がありますということにしかならないと思っております。でも、よそから来る人たちに対しては、村は何らかの対策をしているということは見せてもらいたいと思います。

以上で質問を終わります。

○ 議長（平良嗣男） 以上で仲井間宗利議員の質問を終わります。

◇ 大 城 佐 一 議 員

○ 議長（平良嗣男） 次に長寿日本一の復活について。1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） 長寿日本一の復活について。

寿命や健康には遺伝的要因や気候・空気・水などの環境要因、保健・医療・福祉などの諸制度の充実条件なども影響を及ぼす大きな要因であるが、個人個人のライフスタイルも極めて重要な要因であると思います。長寿県沖縄、長寿村大宜味村の高齢者の健康も、沖縄独特の風土の中での日々の暮らし方にその要因があったと思われまます。

本村のユイマール（相互扶助）の精神や隣近所との垣根のない交流、他者とも分け隔てなくつき合うイチャリバチョーデーの村民性が心身をうまくコントロールし、豊かな人間性が培われ、日頃から体を

動かしていたことが健康に良い影響を及ぼしていたと思われま

す。先輩長寿者たちのこのような生き方に学び、まず村民一人一人が健康的なライフスタイルの確立に努めることも肝要であるが、村としてはどのようなプランを描いているのかお伺いします。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） お答えいたします。

施政方針の中でも述べておりますが、長寿復活を目指すためには、健康長寿の延伸が大事となってくるため、保健師を中心に関係機関と連携をしながら、生活習慣の改善に努め、生活習慣病の早期発見と発症予防・重症化予防を行っていきます。また、村民一人一人が主体的に健康づくりに取り組み、家庭や地域、職場等、社会全体で健康づくりを推進し、健康長寿が実現できるよう、長寿復活に向けた行動計画として「健康おおぎみ21」を策定し、健康づくり運動を推進していきます。

○ 議長（平良嗣男） 1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） 私は以前に2回ほど、この長寿復活とか健康寿命と平均寿命の差についてやってきたわけですが、今回は、おさらいというか、これは去る4月にあった議員と住民との意見交換会の中で、この長寿復活の問題と筋力トレーニング施設の問題が出たものですから、これにあわせてもう一度出したわけです。長寿に関してはいろいろ調べてみますと、長寿の要因は、最近ではテレビなどでもこういったものが、先週もあったんですが、第一に長生きの秘訣は運動、脳の活性化、健康食材の、食べることに、その3つがいろいろ言われているわけです。

そこで健康を維持するためにも、ぜひ大宜味村の今あるトレーニング施設の有効活用、これも以前にもやったんですが、この対策をやるということだったんですが、いまだにどういことをやるのか見えていないものですから、これは住民からの要望でもあります。しかし、この施設に関しては、ある地域からは場所としても狭いし、もう少し幅広く、余裕のあるような施設にできないかというような要望もあります。

あと1点は、今、名桜大学の学生たちが頑張っております JOY BEAT（ジョイビート）運動ですね。それも大変意義のあるものだと私も確信をしておりますが、地域の皆さんに関しては、やはり地域を巡回してできないものかと、行きたいんですが、旧大宜味小学校まではちょっと行けないとか、これは年に何回かでもいいですから、この地域回りができないか。その辺、一応2点要望がありました。その辺についてお伺いしたいんですが。

そしてこの筋力は、皆さんも常々、わかると思うんですが、私も自分の経験からウォーキングプラス筋力トレーニングというのが大変重要性がされている、全国的にもですね。その辺をどういう取り組みをするのか、その辺が今、名桜大学の学生たちもこのウォーキングコースの設定とか、いろいろされているわけですが、このウォーキングのやり方にもいろいろあるわけなんです。ただ3キロだったら3キロ歩けばいいんじゃないかと、そこに住民健診を受けて、その結果がどういうことで、大宜味村はABC Dでしたか、そのランクによって歩き方の速度とか距離とかも、そういうものもかみ合わせた取り組みが一番健康にいいという分析も、ほかの市町村、県外でもデータの的にも出てきております。この歩く速さで平均寿命が、例えば、これは先週のテレビでやっていたんですが、秒速0.2メートルの場合は大体、平均寿命が74歳、秒速0.8メートルの場合は80歳、秒速1.6メートルの場合は95歳と、スピードを出すことによって健康の維持にもなるということでもありますので、そういった運動の取り組み、脳の活性化、

食材、これは大宜味でもいろいろ、たくさん加味しているところはいっぱいあると思いますので、その辺はどういうふうな取り組みをするか。健康おおぎみ21は平成31年度から取り組みをしているんですが、早目に、この取り組みについて、何というか、冊子ができるのはいつなのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 住民福祉課長。

○ 住民福祉課長（佐久川紀亮） 議員の質問にお答えいたします。

先ほど4点ほど質問があったかと思います。健康のためには運動、脳の活性化、食材という話もありました。今回の健康おおぎみ21の計画の中にも食育推進計画というものもあわせて、今回策定しようとしています。その中でまた食に関しては一緒に考えながら進めていきたいと思っております。

またトレーニング施設については、以前にも質問があったということではありますが、先ほどありました総合福祉センターの件もありますので、その中でまた一緒に考えていけないかと考えているところです。

またジョイビートについては、名桜大学生のほうに協力していただきまして、月1回第3金曜日に実施しております。この件については、私ども住民福祉課としても名桜大学のほうに場所の移動、今、旧大宜味小学校で毎回行っているんですが、例えば改善センターなり、最低でも2カ所に隔月にでもできないかという話とか、また今、金曜日にやっているんですが、ほかの曜日にできないかと要望もしているところではあります。ことしの1月か2月ごろ、この話もさせていただいたんですが、残念ながら今年度については変更することが難しいということもありまして、また今後、次年度に向けてそういったことができないか、また話をしていきたいと思っております。

ウオーキングについては、今ルネサンス100人委員会のほうからも話がありまして、名桜大学生が卒論研究のほうで村内ウオーキングコースを何カ所か設定してくれておりますので、それはせっかくのものでありますので、活用して、何か使えないかということで、今現在の考えといたしましては、健康福祉まつりなどのイベントの中で、一緒にそういったウオーキングイベントも実施できないかというふうに、私ども担当課のほうでは考えております。先ほど言ったペースによって寿命も変わるという話もあるんですけれども、名桜大学生の研究のほうでもハイペースだとかゆっくりペースだとか、そういったもので何カロリー消費するというような研究もされていますので、そういったものを含めて、今後活用を検討していきたいと思っております。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（宮城功光） 私のほうから少しお願いと、答弁をさせていただきたいと思っております。

今、村の旧大宜味小学校の体育用具小屋ですか、向こうでクラブハウスのほうにトレーニング機材がありますけれども、それも大分古くなっているところもあります。この管理については教育委員会がやっているようでありまして、教育委員会と住民福祉課の健康づくりをするための、何らかの財政的に調整ができないか、その辺についても早い時期に対応していきたいと思っております。

それからヘルサポの皆さんが、今ジョイビートとして、先ほど課長からあったように、あさって金曜日5時半から旧大宜味小学校の体育館であります。それについては、いろんな健康チェックをすることになっていて、非常に病院へ行って検査をすると相当金額がかかりますけれども、そこに参加すると、無料でそういう健康チェックができるという仕組みになっておりますから、この際ですから、ぜひ村民に大きく呼びかけて参加していただくようお願いしたいと思っております。

あと1点は、先ほど福祉課のほうは来年の福祉まつりのほうでウォーキングのコースをつくってやりたいという話がありましたけれども、今回7月6日にダムまつり、塩屋湾内のキャンドルナイトがありますけれども、その中で、私はぜひ大保ダムでもやってほしいなという。実はこの名桜大学のヘルサポのメンバーの知名さんという方、ことし卒業して広島の実業学校に行きましたけれども、彼女が設定をしたウォーキングコースがあります。それについて、今回取り組みが遅くてダムまつりではできませんですが、キャンドルナイトのほうでは塩屋小学校を発着して、教育委員会が主体となって、またヘルサポのメンバーあるいは宜野湾のウォーキングメンバーですか、そういう皆さんで主体となって実施することになっております。ぜひ、できるだけ私として大宜味村民に多く参加してもらうようにということをお願いしておりますので、ぜひ村としても呼びかけをしてやっていきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） ぜひ、大宜味村の健康、長寿復活のためにこういったプログラムを実現して、ぜひまた長寿日本一を勝ち取ってほしいと思います。

先ほど課長のほうから健康おおぎみ21のプランには食育もあるということだったんですが、これは大分、前回質問したときの資料を見たら、我が大宜味村出身の岸朝子先生が、前々村長、これは照屋村長の時代ですかね、話の中に、長寿村というのは生まれてくる子供と亡くなっていく人とのバランスがとれているということ。子供がいて、年寄りもいる、10名亡くなったら10名生まれるというぐあいになっているものが長寿村の条件であると。年寄りも自分が食べるぐらいの野菜は畑でつくっているし、その辺に生えているニガナやフーチバー、ヨモギも食べて万病に効くと言われている漢方薬ですね。また豆腐だって村でとれる大豆を材料につくるし、魚や貝は目の前の海でいくらでも取れる。自給自足で自然の恵みを食べているんですよというような、大宜味村の人たちはそんな豊かな自然の恵みの中で生きています。という、この岸朝子先生が長寿村の心地よい暮らしというもので載せている文章がありました。

あと名桜大学の学生とルネサンス100人委員会ということで、大宜味村の健康についてやられているわけですが、これも大変、何というか、65歳以下の死亡率が、沖縄が全国1位ということで資料にあります。これも糖尿病の原因が1位ということでありますし、その辺の健康を維持するためにも、また医療費の削減にもつながるということですが、前回質問したときに医療費がどのぐらいかかるかということでしたら、前課長は、特定健診を受けて生活習慣病の治療費が、受けている人は1人当たり約9,120円で、特定健診を受けていない方は4万5,322円と、はるかに受けている人のほうが医療費も安くなっているわけです。その辺は特定健診の受診率も出てくると思うんですが、その辺の健診の受診率をどういうふうに上げていくのか、健康に対する意識をどういうふうに高めていくのか、最近行われたチャレンジデーでも大宜味村は久々に50%を超えたというんですが、北海道の何町でしたか、パーセンテージで負けたと。もう少し、こういった健康意識を上げてもらって、この特定健診の受診率を本当に上げるような方向で受ければ、医療費の削減にもなるし。今回、課長こういった資料を大変ありがとうございます。こういう資料を見たのも記憶には余りなかったものですから、いい資料を今回、区長会のほうに出したと思っておりますので、各部落も受診率も相当高いところもあるし、低いところも、これは一目瞭然とわかるわけですから、その辺をぜひ取り組んでもらいたいと思います。

あと1点、こういう資料を課長からもらったんですが、その中にも以前に、私もこの質問をしたんで

すが、イタリアサルデーニャ島、そこに長寿者が多いということ。100歳以上の方がたくさんいるということ。なぜかという、この島は坂道で暮らしているわけです。平生から坂を上ったり下りたり。要するに以前にも話をしたと思いますが、大宜味村も以前、この山々全て段々畑で、下から荷物をかついで上まで歩いて、毎日この繰り返しで畑まで行っているところが、常日ごろからの運動で筋力アップされていると。あとまた食事も、先ほど言ったとおり、地元の目の前にある自然なものもいろいろあったと。そういうものを加味して、先輩方などは長寿日本一、平成5年に宣言されたんですが、この先輩たちは日ごろからこういう体を動かすということを身に染みて持っているものだから、自然に健康な体になっていると思うので、こういったものをいろいろ加味して、食材は大宜味村にはたくさんあると思います。探せば、そういったものもとらせて今後の取り組みをぜひ期待して、長寿日本一を、沖縄県は2040年ですが、大宜味村は2030年と、早目にぜひ復活するようにお願いをいたしまして、終わりたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 以上で大城佐一議員の質問を終わります。

◇ 吉 浜 覚 議員

○ 議長（平良嗣男） 次に生活基盤の整備と維持管理責任及び台風時の避難場所確保について。8番吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 生活基盤の整備と維持管理責任及び台風時の避難場所確保についてを質問していきたいと思います。

村は、「昨年の台風による影響で、村道田嘉里線が崩壊した。道路の亀裂も以前の区長等からも聞いている。大雨の時には道路パトロールをしているが、そこが即崩れるかということなかなか判断できなかったということで崩壊が起こったのではないかと推測される。また、家屋損壊については、民間保険により修繕を早急に行える方法を選択していただいた」と説明している。

一方、昨年の台風による影響で村営住宅広場において、立て看板が倒壊して車が損壊した事例は村が補償している事実があり、公平さに欠き、恣意的な行政運営である。

しかし、家屋崩壊の事例は道路の決壊から雨水浸食をとめるための補修すべき管理責任。また、公の営造物の設置又は管理に瑕疵があったために他人に損害を生じたときは、これを賠償する責に任ずると自治法にうたわれており、法に背いた事例であると言える。

これまでに、普通河川、村道等の生活基盤の整備と維持管理について生活に支障がないように訴えてきたがいまだに改善が見られない事項がある。また、災害時の避難所の確保をどのように対処するのか、次のように伺う。

①喜如嘉区にある七滝の下流「みいぞうがー」付近の護岸に沿った道は陥没し、いつ護岸や道路が崩壊する危険性や道路崩壊に伴って隣接家屋の崩壊への二次災害の誘発が予想されるが、どのような対策をするのか。

②喜如嘉腰間川中流域は、最近、3面護岸の河床に土砂が堆積しているために、昨年の6月16日の台風による増水の影響で氾濫の危機に直面していましたが、今後どのような対策をするのか。

③台風時における避難所として喜如嘉公民館が指定されているが、便所が避難したホールから出て用を足すのでとても危険であり、どのような対策をするのか。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

(宮城功光村長 登壇)

○ 村長(宮城功光) お答えいたします。

喜如嘉区七滝下流「みいぞうがー」付近の陥没箇所の道路については、今議会の一般会計補正予算6款1項の修繕費として予算計上を行っております。

②と③については、去る3月定例会で回答したとおりでございます。

○ 議長(平良嗣男) 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番(吉浜 覚) ①については、今議会に修繕費を計上しているところであるという説明でした。

それで①については、前から言っているんですが、陥没して、前の議会でも傘1本、横ですけれども、入るような状況にあり、田嘉里と同じく袋小路になっています。奥にも家があるし、隣にも家が建っております。それで奥の七滝周辺でも山崩れがあり、その川から増水して道路に水が流れた経緯もあります。それで私、1週間前にちょっと調べたんですが、間知ブロックの目地材、エラストイトというところが腐食して、そこから水が湧き起こっております。地面の中に水脈ができて、そういう流れがあつてとても危険な状況にある。もう6月となりますと台風時期です。前回と同じ、田嘉里の前例と同じように目地をアスファルト乳剤とかで目潰ししなければ、そのまま水脈からどんどん流れていくような状況にあります。そういう意味でも台風災害が、もう台風が来たら、6月の補正予算でやるけれども、そのときにもし着工が間に合わなく決壊した場合は田嘉里と同じような状況で、単なる台風災害という状況で捉えるのか、たまたま補修が先になって間に合えばいいんですけれども、そういう状況になった場合は個人で直しなさいというのか、それをお聞きしたいと思います。

それから②、③については、前回と同じような状況ですということでしたけれども、この②の腰間川流域は復帰前に3面護岸として改修しています。その地域は、昔から氾濫があったということで聞いておりますけれども、それでなぜ堆積するかといえば、上流の砂防ダムが満杯しております。さらにその3面護岸が劣化して、先ほど目地材のエラストイトが腐食して植物が生えてきております。さらに河床が薄くなって、鉄筋もむき出しになっているところもあります。亀裂して、そこから植物が生えて溜まる要因となっています。以前に去年行ったときに30センチほどの堆積したものが200メートルぐらいでしたか、それぐらいの厚さで堆積していたんですけれども、事前にその植物を取り払い、台風の大雨時に鍬で耕して、班長と一緒に流した経緯があります。これは自然を利用して流したんですけれども、そのときには区長にも、村にも対策するように言ったんですけれども、予算がないということの1点張りで対処せずに、地域住民に、また私も村議をしているものだから、ちゃんとやらないといけないじゃないかという指摘があります。その辺はもう一度、現場確認をしてやってほしい。徐々にまた溜まっておりますので、その辺をどういうふうに対策をするのか、もう一度答弁をお願いします。

③に、公民館で簡易トイレとかという話をしているんですけれども、ビジターセンターでもトイレの問題についてはウォシュレットじゃないといけないという話も、ほかの議員からも出ております。それでプライバシーの面もあるし、なかなか利用しにくい、その簡易的なトイレが実際なじむのか。公共施設、喜如嘉には改善センターもあれば、芭蕉会館もあるし、公民館もあるんですが、旧喜如嘉小学校もあります。たまたま饒波の公民館を利用したとき、外からも内からも利用できるような構造になっております。そういう意味でも、やっぱり簡易トイレではかなり厳しい面があると思うので、その辺ももう一度、地域住民のプライバシーとかそういう問題からも、ぜひ村が的確な避難所をしていただきたいと思いますが、どのように考えているのかももう一度お聞きしたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 建設環境課長。

○ 建設環境課長（新城 寛） 議員おっしゃるとおり、喜如嘉七滝下流みいぞうが一のものについては、今議会で修繕費の予算を上げております。そこについては、また予算通過後、早目に対処していきたいと思っております。

あと腰間川の対策については、3月議会でもお話ししております。その下流がまた大川川になっております。現在、大川川の改良工事も進めております。その中で、今大川川が河床高の変更を行っております。その河川の完了後、何らかの形で河床が下がるわけですから、水量の変化が出てくると思います。そこら辺も見ながらやっていきたいと。あとその合流地点のイシホウ橋、そこが一番問題かと思いません。去る日曜日にも災害みたいな、草が絡んで増水したという形もありますので、その橋梁の改良等も含めながら、その回りの除草作業、そこら辺を随時確認しながら予算との調整も図りながらやっていきたいと考えているところです。

○ 議長（平良嗣男） 総務課長。

○ 総務課長（知念和史） ではお答えいたします。

③の前回お答えいたしました一時緊急避難所の喜如嘉公民館の外にあるトイレの件であります。公民館の施設機能でありますトイレと、災害時の一時的な緊急避難時のトイレの設備に関して、一緒に考えるのではなくて、あくまでも一時的な避難所のことでの話をしていきたいと思っております。村の防災計画の策定に当たりまして、各区の意見集約をいたしまして、一時避難所として各公民館を区長の皆さんに推薦していただいて、指定した経緯がございます。喜如嘉区として、このトイレが外ではまずいということであれば、その一時的な防災とかの事業で日数的に短い間は簡易トイレという選択肢もあるのではないかと考えておりますが、もしどうしても一時避難所として公民館が危険であるということであれば、一時避難所の喜如嘉区の公民館を変更するなり、そこら辺での次の防災計画の見直しのときには、そこら辺をまた区長と調整していきなり、ウォシュレット等の話につきましては、公民館の施設としての整備で考えていただくということで、防災計画としてやっていくのは大変厳しいのではないかと考えております。17区ある公民館全てバリアフリーに対応していない、ウォシュレットに対応していない公民館というのはいっぱいあると思っております。そこら辺全てを防災の中での施設整備というものは、今現在としては厳しいと思っております。今後、補助等、そこら辺が出てきた場合には検討する必要があるかと思っております。今現在としてはそのような計画はないということを報告して終わりたいと思っております。以上です。

（「議長、一番最初に言ったことに答えていません。工事前に、もし家屋崩壊があった場合は自分で直しなさいというのかと…。」と呼ぶ者あり）

○ 議長（平良嗣男） 建設環境課長。

○ 建設環境課長（新城 寛） 工事前に崩れた場合ですか、それについては状況等を判断しながらやっていきたいと思っております。道の崩落による、こちらの瑕疵であるのであれば、我々のほうでの補償になるかと思っております。

○ 議長（平良嗣男） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 答弁ありがとうございます。

今、担当課長から話されたんですけども、①について、田嘉里の問題もあるんですけども、先ほど瑕疵があれば、工事前に瑕疵があれば直していくんだと。これは村から郵便で送られてきているものですが、医療費のお知らせ、お知らせの下の欄に、裏側の。交通事故等で治療を受けるときは必ず国保

担当窓口へ届け出を。交通事故など第三者の行為によって受けたけがについては、国保を使って治療を受けることができます。ただし、治療費は加害者が全額負担することが原則ですので、国保が一時的に立てかえた治療は、後で加害者へ請求しますということでやっているんです。前回、田嘉里の件は早目に直してもらう方法を考えたという感じで言っているんですけども、一方ではこういう感じでやっているんです。国保で払うべきじゃないけれども、払っているということもありますので、ぜひ台風前にみいぞうが一の前で崩れた場合はそれも参考にしてください。

それから本当にこれが台風シーズン前、去年から同じようなことをずっと言っていたんですけども、当初予算でも計上されていなくて、今度補正予算でやるわけだから、台風シーズン前にやっていただきたいと思っておりましたけれども、今の説明でしたので、議会が終わったら予算可決されて、すぐ着工するようにしていただきたい。

先ほどの水脈の件も、目地材が劣化したところから湧き水がどんどん流れておりますので、今後片手落ちのないように、その辺全体を修繕していただきたいと思います。①については、そういうことでお願いしているので、早急にできるか、いつごろ完成するのか、その辺も返答をお願いします。

それから②の問題については、腰間川の件は、大川川が河床1メートルぐらい下げているということですので、それが解消されるんじゃないかというような話が合ったんですけども、私、1週間前に土木技術者と一緒になって検討したんですけども、前にも議題になったことがあります。喜如嘉で、今大川川の改修のときに話があったんですけども、今の角度ではかなり厳しいと。だから支流が本流に、今、T字の形になっているものだから、同じ方向に行くようにやらないとかなり厳しいんじゃないかという見方もされています。だから一応1メートル掘るとするのは少しは影響はあるけど、抜本的な影響はないだろうと。先ほど橋桁の問題もありましたので、そういう問題もきちんとして。劣化している、もう草もぼんぼん生えて、木も種が落ちて生えるような状況になってたまり始めていますので、砂防ダムのいっぱいになって浚渫したり、その辺も次の補正か定例会にでも予算化できるようにやっていただきたいと思いますので、その辺の答弁をよろしくをお願いします。

③先ほどウォシュレットの話は、これは別にウォシュレットにしないということではなくて、水洗便所でも今のニーズはウォシュレットじゃないと厳しいという例えでいいましたので、その辺は御配慮をお願いします。

それと簡易トイレといったらポータブルトイレとか、そういうのがあると思いますけれども、やっぱりほかの喜如嘉周辺には村立の施設がありますので、公民館、学校などはやっぱり避難所として、今、本当に水洗トイレが使えて、もしくは水道が出ない場合はバケツに水を準備しておけばいいし、プライバシーの面もある程度確保されておりますので、喜如嘉区では台風の際には喜如嘉の公民館は適していないという話でまとまっております。だから改善センターか、旧喜如嘉小学校か体育館か、それを利用させてもらいたいというような話になっておりますので、その辺もひとつ答弁をお願いします。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（宮城功光） 吉浜議員、同じことを何回も聞かないで。1番目はさっきしっかり答えているでしょう。予算が通ったらすぐにやりますと、ちゃんと課長答えているのに、なぜ同じことを2回、3回…、3回目ですよ、同じことを。村としてはそういうふうに予算計上された場合は即刻工事に入ります。その辺については、しっかりと担当課には指示をしてやります。

それから腰間河川からの合流地点の件もありましたが、今課長からも報告を受けております。この原

因は何かというのは、皆さん地域にいるからわかるかと思いますが、田んぼからの浮き草とか、あるいは山のほうからの倒木とか、そういうものが橋に詰まって氾濫するという状況が非常に強いわけです。その辺について、周辺の農業をやっている方、あるいはこういう関係のところでは、倒木とか浮き草等の件については、やはり地域のほうも、農家のほうもしっかりとその辺は管理してもらって、災害の起きないような対策もぜひ地域でもやってほしいと思っているわけです。この河川の法線を変えるのは技術的な問題で、本当は同じ方向に行ったほうがいいんですけども、やはり土地改良区のそういう現状からいってT字形にしかならないという現状、あるいは地主とのそういう交渉の中で今の土地改良ができています。その辺を、あなたが技術者を連れてきて見たら好ましくないという意見ではあるんですけども、村としてもしっかりと技術者に調整をしてもらって、設計もし、こういうふうに改善も今やっているところですので、その辺については、御理解いただきたい。

それと避難場所のウォシュレットの問題については、本当に避難場所の応急的な措置に対して、ウォシュレットの設置が可能かというのが、やはりこれから、ちょっと総務省とも調整しなければできませんけれども、担当課のほうではぜひその辺についても調整をして、できるかどうかをしっかりと検討して進めていきたいと思っておりますのでよろしくをお願いします。

（「村長、私が言っているのは②の腰間川の中流域、あそこ違うよ。腰間川と違いますよ」と呼ぶ者あり）

○ 議長（平良嗣男） 私語しないで。総務課長。

○ 総務課長（知念和史） 最後に吉浜議員からありました、改善センター含めての喜如嘉区としてお願いをしていきたいということでありましたが、この防災計画のほうはもう吉浜議員御存じだと思いますが、施設管理者が避難所の開設を行わないといけないとうたわれておりますので、改善センターを喜如嘉区がした場合には、村のほうで開設してから、役場の職員で喜如嘉区民のために対応するのかとなりますので、そこら辺は大変厳しいものが出てくると思います。この防災計画を見直す場合に、そこら辺を解消できるのであれば、改善センターという選択肢もできると思いますが、喜如嘉区1つだけが要望して、センターを喜如嘉の避難所としてお願いしますということに関しては、今現在のものとしては管理者が開設するという事になっておりますので、そこら辺も検討しながら、区のほうで話し合ってくださいと思いますので、よろしくをお願いします。

○ 議長（平良嗣男） 建設環境課長。

○ 建設環境課長（新城 寛） 先ほど腰間川の中流域、エラストイトの話とか鉄筋の話がありました。これについても一応、我々管理している側で確認はとっております。昭和の40年代ぐらいに整備されている部分は、確かに川底が3面張りのところ薄くなっておりますので、全面的に改修というわけにはいきませんが、その何らかの修繕方法を検討させていただきたいと思っております。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 8番 吉浜 覚議員の質問は既に3回になりましたが、会議規則第55条のただし書きの規定によって特に発言を許しますが、本当に簡潔をお願いします。8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） ②について、村長が話された件は、あれは七滝から流れてくる河川で、腰間川というのはその主流でトウヤマに上がる道からいっているものです。ですから、その辺には浮き草とかないですので、その中流、上のほうに砂防ダムがあるから、その浚渫とかを考えてください。

あと③の指定の問題は村が指定するわけですから、やっぱり村の職員を派遣するとか派遣しないとか、別に喜如嘉の住民だけではなくて、そこを利用したい方はできるような形で、村が防災計画の件をきち

んとした形で、区に避難所の件は全て任すということではなくて、村がいかにして区と連携してやっていくかという姿勢でやっていただきたいと思います。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 以上で生活基盤の整備と維持管理責任者及び台風時の避難場所の確保についての質問を終わります。

休憩します。

（午前11時34分）

○ 議長（平良嗣男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時45分）

○ 議長（平良嗣男） 次に生命・人権・自然環境及び地域活性化に対する村長の政治姿勢について。8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 生命・人権・自然環境及び地域活性化に対する村長の政治姿勢について。

2019年3月定例会の一般質問で、3月2日琉球新報の「県民投票の結果を日米両政府は尊重すべきか」とのアンケートによると、村長は「どちらでもない」と回答しているとして、村長の平和、生活、産業、自然環境及び県民投票で示された民意に対する村長の姿勢を伺った。しかし、村長は「2013年1月28日に県議会、県全市町村長、県全市町村議会などの連名で内閣総理大臣に米軍普天間基地を閉鎖・撤去し、県内移設を断念することやオスプレイの配備を直ちに撤去することなどの内容を記載した建白書を県民総意の米軍基地からの負担軽減を実行するよう」と提出していることに対し矛盾はないと思う」、「2017年12月に憲法9条の碑を建立しているが、建立した趣旨に対して矛盾はないと思う」、「やんばるの森は自然遺産や県民の水がめとなっており、とてもデリケートで貴重なゾーンである。また、自然を生かした観光産業も振興していることに対して矛盾はないと思う」。また、「憲法、法律や県条例に基づき米軍飛行場の移設に伴う辺野古沿岸部埋立ての賛否を問う県民投票が執行され、反対の民意が示されたが尊重しないのか」の質問に「今、国に対して要望するような事項が多々ある。その中で、意思表示した場合、どういう弊害が出るかと心配があるので、今賛成とも反対とも言えない」と回答している。新基地建設や基地からの発生する弊害は沖縄の将来の発展の阻害要因と言われている。それを矛盾していないと思うとはどういうことか。また、国に対して要望するような事項は何なのか。さらに、憲法や法律等に沿って民意を意思表示した場合に弊害があるのかをお伺いします。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） お答えいたします。

3月議会において「矛盾していないと思う」と答弁した件については、私も普天間飛行場の一日も早い閉鎖・返還を願っており、新たな基地建設による負担増については反対の立場であります。しかし、前回は申し上げましたが、これまでの経緯として知事の埋立承認、関係首長の建設同意や移設容認等もあり一首長としての私の立場を理解願いたいと思っております。

九条の碑の建立の趣旨に矛盾していないかについては、県民投票で賛成・反対に関係なくすべての人が平和を守り二度と戦争をおこさない思いだと考えています。

国に対して要望事項に弊害があるのかにつきましては、私は東京出張の際、時間があるときはできる

だけ関係省庁や各大臣にアポを取り、大宜味村のPR、問題解決のため要請するように努めております。弊害がある・ないではなく、損益を一番に考えての行動であることを御理解いただきたいと思っております。

○ 議長（平良嗣男） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 普天間基地返還については、誰もが認めていると、そして辺野古埋め立てについては県などが過去に認めたということもあり、村長はそのことを言うておりますが、現に一時期は承認した県も、今は先頭に反対しております。またほかの市町村についても反対している首長もいれば、賛成と言われる首長もいます。その辺は村長が言っている、県が認めているからというのは私はこじつけだと思います。そのことについて、やっぱり基本は、沖縄県は米軍基地やほかの基地、それから今、国が自衛隊配備の問題とかいろいろあるんですが、過重になっていると。きのうもイージス・アショアですか、秋田県で問題になっておりますけれども、みんなほとんどのところがこの基地は弊害だという動きになっております。受けどころがなくて、そういう形で、また辺野古問題については全国でも沖縄に押しつけていくのは問題があると。ほかの自治体の議会でも反対決議が行われているような状況です。それを北部に過重なる市町村に隣接している村が辺野古基地ができると、高江の北部訓練場とか伊江島の補助飛行場と、基地は大宜味村にはないにしても、上空の飛行機の事故とか、今多発しております。そういう状況でできないという問題については、いかがなものでしょうか。それからもちろん前回も県民の水がめでもあるということをおし上げております。

それで9条の碑の関係で、9条の碑を建立するときに、これは案内で募金を集めるときの趣意書です。大宜味村議会は、2015年6月議会の本会議において、安倍政権は日本国憲法9条を守るよう求める決議を全会一致で可決しております。しかし、2017年5月3日、安倍首相は突然新たに憲法9条に自衛隊の存在を書き込む2020年に新憲法を目指すと言いました。この発言を受けて、改憲の動きが急速に強まっています。そういう意味でも日本国憲法は、日本国民は正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と武力による委託、または武力の行使や国際紛争を解決する手段として、永久にこれを放棄するとあり、世界に類を見ない日本国憲法の理念に沿って世界平和の外交を進める必要があります。第2次世界大戦で悲惨な地上戦を体験した大宜味村民は、沖縄県民は、二度と戦争を起こしてはならない強い信念を持っています。この時期だからこそ、9条の碑を建立し、子や孫たち、後世に憲法9条の理念を残す必要だと訴えますということで、この実行委員長が共同代表として村長と9条の会の平良さん、そして実行委員には青年会長、村老人会長、婦人会長などが入っております。また議会からも入っています。そういう皆でやっという形でやって、去る1年記念式典でもいろいろあるけれども、その中で国民主権、平和主義、基本的人権の尊重をうたった日本国憲法は、私たち大宜味村が平和で文化の薫り高い豊かな村づくりを取り組む基本である命どう宝を再認識し、不戦への誓いを新たにす。未来のある子や孫への贈り物として、ここに日本国憲法9条の碑を建立するという宣言のもと、私たちは村内の多くの皆さんの御支持で平成29年12月に建立しました。日本国憲法9条の碑を建立し、大宜味村を平和の発信地にしたいという私たちの思いを村内外にアピールするために、日本国憲法9条の碑建立1周年記念を計画していますということでやっという、9条の会が最近出した資料には、9条の碑は飾り物ではありません。9条を守る皆の魂の碑です。それで村長は内外的に発信すると言っているのに、どちらとも言えないということ自体が私は村民に受けられているかと。同じ共同代表の方からそういうコメントも出されているわけですから、私が本当に思うのは、今、村内外からも大宜味は

おかしいとされています。村長のものに対する見識、理解、判断能力の程度が今疑われているということになっております。そういうことでどちらとも言えない、また何を国に訴えているかわかりませんが、もちろん行政だから要請します。県にも要請します。そういうことがあるんですが、この曖昧にしてどちらとも言えないということ自体がおかしいと思います。その辺の矛盾が、私たち村民は県民投票で示された民意だと思っているんですけども、その賛成に辺野古埋め立て反対に投票した人、ほとんど疑問に思っています。そういう意味でも、村長は別に矛盾はないと言っているんですけども、そういう姿勢が、先ほど私が言ったように疑問が持たれます。再度、このやんばるの将来の地域づくりと矛盾しているわけですから、当然反対と言うべきものをどちらとも言えない、こんな政治姿勢があるのかと思っております。再度、村民の立場に立って、もう一度答弁をお願いします。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（宮城功光） 本当でしたら、そのまま私とあなたの政治姿勢の違いですとお答えしたいんですけども、私は憲法9条に賛成、反対という判断をした覚えはないんです。今何か憲法9条に対して私が賛成とも反対とも言えないみたいな受けとめを私しましたけれども、そんなことではないんです。私は憲法9条の改正については自民党系の国会議員や、あるいはそういう関係の皆さんに会ったときも、大宜味村は憲法9条の碑を建立して、しっかりと戦争が起きないための平和憲法をぜひ維持してほしいという要望も常にやっております。憲法9条については、私はしっかりとこれまでの、この9条が変更されてくると大変危機感を感じなければいけないところだと思っております。自衛隊の中にも憲法9条の改正については反対の方もいるんです。そういうふうな思いも私はあるものですから、やはりずっとこの建立した思いを、しっかりと関係機関にそういう話をしております。決して憲法改正に賛成ということを行ったことはありません。

○ 議長（平良嗣男） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 憲法9条を改正するという事は言っていないと言っておりますが、実際、沖縄戦、地上戦があつて、その戦争の抗戦がなかったのは憲法9条のおかげですと。さらに今、新基地をつくらうとしているのは、これは米軍がやる、また抗戦ができるような仕組みづくりで進められております。外交は武力でなく対話、交渉すべきだと思っております。その戦争ができるための憲法9条改正やこの整備づくりが進められていることを皆は感じているわけです。特にその基地をつくらうしているところはほとんどが反対しているのに、なぜ北部のほうに移動されることで私たち住民が弊害を受けるのに、それをどちらとも言えないと。憲法は不戦のことも言っております。そしてこれは9条の碑の建立のときの新聞記事ですけど、大宜味村の宮城功光村長は4日の6月定例会で戦争放棄をうたう憲法9条の理念を子々孫々に受け継ぐため、年度内に9条の碑を建立することを明らかにした。答弁で、国会で審議されている平和安全法制などの整備で平和な日本になるとは思えないと指摘した。ことし12月にはこれまでになかった村主催の平和祭を開催するとともに、平和の碑を制定するとともに検討している。4日の議会の6月定例会で、前田 孝議員の質問に答えた宮城村長は、戦後70年にわたって平和であったのは、戦争放棄が国際社会に認められたからだ。憲法9条の理念を後世に残すため碑を建立し、平和の村を宣言すると述べた。そういうことで、今その当時、県内では7番目、全国でも18、そういう意味で碑の後ろには憲法9条が長らく守られ、平和な国際社会を構築する願いが込められていると明記している。平和な国際社会は何ですか。米軍だったら憲法9条と関係ないということですか。それを積極的に発信するという事は、あらゆる基地にも反対してやるべきだと私は受けとめているんですけども、

その件についてもう一度答弁を求めます。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（宮城功光） さっきも言ったように、私とあなたの政治的な思いの、見解の相違です。

○ 議長（平良嗣男） 吉浜 覚議員の質問は既に3回になりましたので、会議規則第55条の規定によって発言は許しません。

以上で生命・人権・自然環境及び地域活性化に対する村長の政治姿勢についての質問を終わります。
休憩します。

（午後 0時04分）

○ 議長（平良嗣男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時30分）

○ 議長（平良嗣男） 次に活性化センターやビジターセンター等の運営と産業振興について。8番吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 活性化センターやビジターセンター等の運営と産業振興についてを質問したいと思います。

大宜味村における観光産業の発信を行い、自然・人・モノによる地域の活性化を促進し、賑わいと安らぎの機能をあわせ持つ交流の拠点としてやんばるの森ビジターセンターを設置して、農産物及び特産品の宣伝販売を事業とするとしている。しかし、これまで農産物及び特産品の宣伝販売の事業拠点として活性化センターで展開してきたが、これまでの課題と、活性化センターの機能を残したままで、新たに展開するビジターセンターの展望やすみ分けはどうなっているのか。また、生産者が安心して納得のできる安定生産と消費者が混乱を招かないような具体的な施策はどうなっているのか。さらに、保育所の跡地利用をどのように考えているのかを伺いたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） お答えいたします。

すみ分けにつきましては、議員御承知のとおり、活性化センターにつきましては、大宜味村農村活性化センターの設置及び管理条例に基づき、使用申請を受けて使用許可において使用可能な仕組みとなっております。

ビジターセンターにつきましては、地域経済の効果を民間活力に期待し、指定管理者制度を活用した運営として、オープンに向けて調整中でございます。

活性化センターが今後もその運用が継続されること、ビジターセンターにおきましても新たな販売先が広がることで生産者などが安心した生産をしていける施策でありますし、地域経済への波及を期待しております。

保育所の跡地利用につきましては、庁内検討委員会において今年度から検討を進める予定となっております。

○ 議長（平良嗣男） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 村長から答弁のありました、条例に基づいてやっていくんだと。それから活性

化センターも、もちろんこれまでやっている人たちに頑張ってもらいたいというような回答がありました。それからビジターセンターについては、指定管理者制度に基づいて新たな地域経済の発展を願っているということ。それから保育所については、今年度から検討を進めていくという答弁でしたけれども、私は活性化センターができて20年以上になると思いますが、ファーマーズ方式でやっていきたいという思いがあったんですが、それに切りかえられず、地域から農産物をつくっても利用できないと、限られた人しかできないという話があったんですけども、やっぱり舵を切れなかったと。

それで今、生改グループが会員経由で何名かで運営しているような状況にあるんですが、そこも脆弱で、まだボランティアで人を雇ってできるような体力は持ち合わせておりません。自らやっていくんだということでやっておりますけれども、競合する部分もあると思います。それで一番問題なのは、そこで利用するときには事業の基本計画を策定するときに検討委員会が設置されていて、地元の企業の組織、工芸者のいぎみていぐまや食品開発等の生改グループが入っていたが、地元の資源を利用する権利が、地元の組織を代表する権利者が地元の工芸者の仲間が国頭村で今事業を展開しております。そのことは地域の小学校の閉校による地域の方々がやっていこうという感じでやっていたんですけども、やっぱりそういうものにはなれず、自分たちは新たな施設を確保してやっているのが現状です。またビジターセンターでも組織的な展開では、それぞれが期待するものがありましたが、全てを企業に委託し、受託者の方針で出品の募集で全ての活動の拠点になれる状況にあるというかたちになっているんですけども、午前中のほかの議員の一般質問で、創業者の育成はどうしていくのかというニュアンスの質問もありましたけれども、実際、この学校跡地利用計画の中でせっかく地域で根差そうとしている人たちにチャンスを与えられなかったことをとても残念に思っています。それで、活性化センターは基本的には今までどおりやっていくんですけども、その施設運営に対して委託料は出ない、ビジターセンターは1,000万円を出す、そういうことでかなり矛盾も出てくるのではないかと考えております。その点は、村長どう思うか、答弁をお願いします。

○ 議長（平良嗣男） 副村長。

○ 副村長（島袋幸俊） 非常に勘違いしているところがあると思います。まず、ビジターセンターのほうは指定管理です。そして活性化センターのほうは自前で管理しております。そのために活性化センターと同じぐらいの管理料、例えば賃金であるとか、そういうのは出ております。しかし、そこを利用している皆さんからは逆に使用料として徴収しております。活性化センターは全てをただでやっているのではなくて、村の持ち出しもビジターセンターと同じぐらい出ているということを、このビジターセンターの指定管理のときに説明もしていると思います。それで指定管理を受ける以上、そこでしっかりとした管理をしてもらうために、先ほど吉浜議員が言った管理料が出ていると思います。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 副村長ありがとうございます。

活性化センターもそれなりに運営費というのは持ち出ししているわけですから、両方とも物を、特産品を売る目的は一緒ですが、方法論として、経営体制とかそういうものが違って、2カ所構えるわけですから、村の出費もかなり出てくると。それで議会でもこの話が急に出たんだと。5次基本構想の計画にはなかったけど急に出て、議員の中からは1,000万円の委託料を出すのではなくて、むしろ指定管理者からもらうべきじゃないかという意見の人たちもいました。それで私たちも住民と議員との意見交換会で勉強不足じゃないかと。先ほど副村長から言われたように勘違いしているんじゃないかと。私もな

かなか整理していない部分もあって、住民説明会のときに議会でも勉強会をしないと、住民に答えられないという話もしましたが、やっぱりこの問題についてはスタートを切ってからでは遅いので、私たちが何らかの形で調整できるものについては調整して、また住民に対しても説明すべきと思っておりますので、ぜひとも時間をもう一度つくって、関係先、私が保育所の関係も話をしたんですけれども、工芸の里という感じでやっていただきたいけれども、なかなか工芸の里の人たちが拠点づくりをしようとしても、土地の確保、施設の確保がかなり厳しいと。先ほど言ったように国頭に行ってしまったという事例もありますので、ぜひともその辺、保育所跡の問題と活性化センター、それからビジターセンターの件、私どもにもう一度説明かな、その辺をしていただきたいと思いますが、いかがですか。

○ 議長（平良嗣男） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地 亮） 吉浜議員の質問にお答えいたします。

要望ということで、そういった説明会を開いてほしいということであれば、説明会は開かせていただきたいと思っております。逆にありがたいことだと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

それから工芸の皆さんの、学校跡地の件からも多分ずっとあったのかなと思っておりますが、そのときにもし事業計画が、今の活用事業者よりもよければ、そこができたかと思うんですが、今、村内ビジターセンターも含めてですけれども、工芸者の皆さんだけではなくて、村内の事業者にぜひ活用していただけるような形が本当は望ましいと私も思っております。ただし、それに見合うような事業計画というのは、事業者からなかなか上がってこないという部分がありますので、私たちは地域への経済波及というのはどれぐらい飲み込めるかというのを考えながら事業計画を立ててまいりました。今回は指定管理者制度というもので、その波及が大きく得られるだろうというところから、今回の事業者を選定させてもらっていますので、この活用について、工芸者の皆さんが入れる余地はあるかと思っておりますが、それは指定管理者がまた選考していくという部分もあります。また、先ほど保育所の跡地もありますし、あと活性化センターも今後、方法が変わるかもしれません。ただ、今の機能を残しながら使用者、許可制ですので、使用を申請すればそれに見合うような形で、事業計画で見合うのかどうかと判断しながらやっていきますから、やはりそういったところは今後の方策も含めて、説明をさせていただきながら取り組めたらと思っています。

○ 議長（平良嗣男） 8番 吉浜 覚議員の質問は既に3回になりましたが、会議規則第55条のただし書きの規定によって特に発言を許しますが、簡潔にお願いします。8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） どうもありがとうございます。

今、担当課長から説明がありましたように、こちらからちゃんとした要望があれば説明会もいとわなないと。そして工芸者の方々が、なかなかチャンスも、拠点づくりのものができなくて、国頭に行ったと説明をしたんですけれども、今、津波のある地域でほとんどが村の払い下げ地域は、農業を目的に払い下げしておりますので、その辺の土地利用計画の矛盾点が出ております。それで農振計画の総合見直しでまとめて、この地域に工芸している人が何世帯かいるんですけれども、まとまって外されたものですから、太陽光の計画をしているという話が聞こえるんです。だから今言ったような問題も含めて、工芸者がどの土地をどういうふうにやっていくかと。それからまた、保育所の跡地利用とかそういう問題をビジターセンターから発信して、連携をとれるという、ビジターセンターだけではなくて、村全体がどうやったら地域活性化になるか。その辺も踏まえて、ぜひ事業を進めていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。ありがとうございます。終わります。

- 議長（平良嗣男） 以上で吉浜 覚議員の質問を終わります。
私も一般質問を行いたいと思いますので、副議長と交代いたします。

-
- 議長（平良嗣男） 休憩します。

（午後 1時46分）

-
- 副議長（安里重和） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時47分）

◇ 平 良 嗣 男 議 員

- 副議長（安里重和） 議長にかわり、平良嗣男議員の一般質問終了まで議長の職務を行います。
一心福祉会が使用している土地賃貸借契約の村有地の払い下げについて。10番 平良嗣男議員。

- 10番（平良嗣男） それでは、通告順に従って一般質問をさせていただきたいと思います。
一心福祉会が使用している土地賃貸借契約の村有地の払い下げについて伺いをいたしたいと思いま
す。

平成31年度村長の所信表明の中で、「大宜味村公共施設等総合管理計画」に基づき、未利用の土地建物については賃貸や売却の検討に取り組んでいくと計画がされていますが、社会福祉法人一心福祉会が設立した経緯には、昭和56年の「国際障害者年」を記念して、当時の村長根路銘安昌氏が村内の福祉施設（身体障害者療護施設）を誘致したいという強い思いを抱かれ、各関係機関等に精力的に陳情しておられたと聞いております。

過疎地域という産業創出の芽がほとんど望めない現状を憂い「社会福祉施設誘致で地域振興への活性化を図りたいという前村長の並々ならぬ誘致への執念で実現に向けて、村当局が施設建設用地を整備して、その後の一心福祉会と土地賃貸借契約を締結して、翌年の昭和57年4月に身体障害者療護施設「一心療護園」が開設したことを承知しております。

当時の施設建設にあって一番の困難は財政問題でありました。大宜味村役場及び議会に再三足を運んで補助金の交付を粘り強く要請し、村議会で施設整備建設資金として1,000万円、さらには債務負担行為で4,000万円（昭和57年から20年間の償還、毎年200万円の20年間）の補助金の捻出を議会の可決を経て施設を完成させた経緯があります。

顧みますと、我が村の福祉の発展は村当局を初め、ふるさとを思う先人たちの福祉に対する熱い思いで福祉施設が整備され、福祉の充実、発展に寄与されています。これもひとえに行政の御理解と御協力があったのであります。

その後、一心福祉会は平成5年（1993年）10月に知的障害者授産施設「えすの里」を開設、平成10年（1998年）10月には特別養護老人ホーム「やんばるの家」を開設して地域の福祉ニーズの担い手として、福祉事業を積極的に推進し展開してきています。

この土地は、当時村が「福祉村構想」で国から取り戻し有効活用を図りたいという元村長の新城繁正氏や、または山城永盛氏（元沖縄コロニー名誉理事長）らが一丸となって当時の厚生省社会援護局に直接出向いて土地の払い下げの交渉を重ねた結果「福祉施設に利用すること」の条件付きで買い戻すことができたと同っています。

昨今の多様化する福祉ニーズの高まりと高齢化社会の進展に伴い、地域福祉の向上をめざして、現在賃貸借契約で使用している土地の施設敷地の整備を初め、造成工事等に延べ8,795万200円余の設備投資をして事業を行っているのが現状であります。

この8,795万200円の敷地造成費は一心福祉会の負担でなされたもので、うち2,000万円は大宜味村が助成した経緯があると聞いております。

よって、上記の経緯を踏まえ、下記の件についてお伺いをしたいと思います。

1点目、一心福祉会と土地賃貸借契約を締結している土地の払い下げについては、どのような見解を持っているのか村長にお伺いをいたしたいと思います。

○ 副議長（安里重和） 村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） お答えいたします。

議員の指摘のとおり、大宜味村元村長、根路銘安昌村長が、当時昭和56年、厚労省が国民年金雇用基地を建設するとのことで村有地を払い下げし、その6万坪の土地が今後の大宜味村の福祉事業に寄与するため、どうしても必要だということで陳情等が上がりまして、昭和61年、平成元年の2回にわたって陳情をし、また陳情に対して採決をし、要請決議、意見書を国に要望している現状でありました。そのときに、やはり条件としては福祉施設関係の事業に寄与することを条件に買い戻した経緯があります。この買い戻したときが平成5年の第3回定例会において、議会の承認を得ているところであります。昨年3月議会においても減額貸付の、福祉施設に、今一心福祉会に貸している状況であります。その減額貸し付けの件についても、議会の同意を得て貸し付けの減額をしている状況であります。正式に事業所からの要請等はありませんが、今後、払い下げの要請等があれば検討していきたいと思っております。

○ 副議長（安里重和） 10番 平良嗣男議員。

○ 10番（平良嗣男） 村長から、今後検討していきたいという返答がございました。検討をしていく中において、いつごろまでに検討して行政当局がその返事を行っていくのかどうか、また後でお伺いしたいと思います。昭和57年の4月に一心療護園が開設した当時は34名の職員でスタートしているところであります。それから現在まで、雇用創出に大きく貢献したいという思いの中、また活性化につながるということで、大変頑張っている施設であります。そういう中で入所している皆さん方を含めながら、その職員の雇用、そういうものを考えますと、現在200名余の職員が雇用されている。そのうち、過半数が大宜味村出身の職員であります。そういう中で、人口増を初め、地方交付税の増額など、経済的なメリットももたらしてきているものだと私は思っております。先ほど申し上げたように、現在の職員数は200名余、その50%超が我が村出身の職員であると。そういう皆さん方が税金を納めながら、そして子供を育て、学校と地域貢献にも大きく寄与しているものだと私は思っております。そのようなことから、現在、施設を賃貸している中で、村役場が今後この土地を活用するということは大変難しいものだとお思います。現在、事業している中で、やっぱり地権者の、利用している皆さん方の権限もございいます。そういう中において、行政が今後、その土地を使うということはなかなかないでしょう。そういうことで、恐らく今後、一心福祉会の理事長を初め、その皆さん方から要請等も出てくるでしょう。そういう中において、行政はしっかりと受けとめて払い下げ等にも応じていただきたい。そういうふうに願っているところであります。

また、この一心福祉会ができて、一心療護園を開所して、知的障害者授産施設、特別老人ホーム、身

体障害者療護施設のこの3施設というのは、一法人が県内でもまれに見る施設を持っている。もちろん県内を初め、県外にも一法人が3施設を持つということは大変珍しいことであります。これは先ほど言ったように、そういうふうなことを行う中で、200名余の職員が今雇用されているような状況。そういうふうな一心福祉会を村が当初の先人たちの思いをしっかりと受けとめて、今後、福祉村構想の中で、やはり行政が決断していくということも必要かと思っておりますので、そこら辺を踏まえながら、今後の村長の、これからの払い下げについて、再度お伺いをいたしたいと思っております。

○ 副議長（安里重和） 村長。

○ 村長（宮城功光） 先ほど申しあげましたように、平成5年3月8日の議会で、国からの譲り受けを議会で議決されて、この面積が20万1,233平米あります。そして実際には、現在一心福祉会が活用している土地がこの3分の1ということでもあります。その3分の1について、やはり残った3分の2の土地利用が可能なかどうかというのも検討しながら、ある程度要望があったときにはその辺の調整もしながら、できるだけ国との契約の内容が変わらなければ早い時期に払い下げも検討していいのかなと私としては思っております。そういうことで、ぜひ事業所のほうとは調整していきたいと考えておりますので、よろしく御理解いただきたいと思っております。

○ 副議長（安里重和） 10番 平良嗣男議員。

○ 10番（平良嗣男） 先ほど村長の答弁の中で、今現在、6万坪の村有地があります。その中において、約1万8,000坪が利用されているというような状況、その残りについても、今後、一心福祉会と調整しながら、有効活用させるような意味でも、今後、さらなる調整をしていただきたいと希望を申し上げます、そして一日も早い払い下げができるよう希望して、私の一般質問を終わらせていただきたいと思っておりますが、最後に何かあれば、村長のほうから御答弁願いたいと思っております。

○ 副議長（安里重和） 以上で平良嗣男議員の質問を終わります。

平良嗣男議員の一般質問が終わりましたので、議長と交代します。

○ 副議長（安里重和） 休憩します。

（午後 2時02分）

○ 議長（平良嗣男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時03分）

◇ 宮 城 貢 議 員

○ 議長（平良嗣男） 次に教育委員会所管事項について。7番 宮城 貢議員。

○ 7番（宮城 貢） 教育長にお伺いいたします。

①大宜味村において、経済的理由による就学困難な状況に対する奨学金等の現状はいかがですか。北部他市町村の状況はどうですか。就学支援・奨励する給付型奨学金の制度について問題はありますか。

②12月、3月定例会で質問した田港、屋古アサギ事業、本年度に調査費は計上されております。現在の進捗状況を伺います。今年度中のスケジュールはどのようになっていますか。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 教育長。

（米須邦雄教育長 登壇）

○ 教育長（米須邦雄） お答えします。

まず最初の奨学金関係ですが、現在、教育委員会では要保護、準要保護と認定された世帯に対して支援を行う就学援助制度があり、その支援を行っているところです。

また奨学金等の現状ですが、現在、育英資金を利用して9名の学生が利用しております。これは月額3万円の貸し付けを行っているところであります。また昨年度から入学準備金として30万円の対応も行っております。

次に北部の市町村ではどうなっているかということですが、北部12市町村では、伊是名村のみが給付型の制度があります。それから名護市においては、次年度以降、その制度へ向けて検討中とのことであります。また議員質問の給付型奨学金の制度についての問題はあるかとのことでありますが、現段階では教育委員会としましては、給付型については実施しておりませんが、今後の検討課題にしたいと思っております。

それから2点目のアサギ関係ですが、現在、令和2年度の事業に向けて、第1次の事業計画を文化庁に提出したところであります。来年1月のヒアリングに向け、事業の詳細やスケジュールを文化庁及び県文化財課と調整をしていく予定であります。また今年度は水源地域環境保全事業助成金を利用して、建てかえや修復を予定している、アサギの建物ですね。それに関しての記録調査の実施を予定しております。なお、この事業に関しては、去る6月3日付で交付決定の通知を受けております。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 7番 宮城 貢議員。

○ 7番（宮城 貢） 大宜味村の中で、現在、就学困難な状況においての奨学金制度というのはあるということで、あと今後、高校とか大学、専門学校ですね、そこに就学する意味でも、ぜひとも先ほど給付型奨学金制度のことを検討するという返事をいただきましたので、今後、生活するための、学校生活のためのということもありますけれども、どうにか上の学校に行けるような制度のほうも、また拡充をしていただきたいと思います。

田港、屋古アサギの件については、去年からの件ですが、今年度予算が計上されて来年度の事業に対してのヒアリング等、また6月3日付での交付ですか、そういうのをいただいているという、現在の進捗状況を伺っております。大変御苦労さんのことですが、地域の文化的な、また塩屋湾においてのハーリー関係、海神祭の事業が進むような形で、ぜひともお願いします。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 以上で教育委員会所管事項についての質問を終わります。

次に村営住宅団地の現況・問題について。7番 宮城 貢議員。

○ 7番（宮城 貢） では、大宜味村における村営住宅団地の現況ですね、戸数、場所、築年数、空室状況などはいかがですか。団地住民の要望はどのように把握していますか。

新規村営住宅建設についての地域等（区）からの要望はありませんか。

②村営住宅各団地の街灯の現状（各団地の基数、故障数、電気代等）はどうなっていますか。LEDに取りかえる予定はありますか。以上、この2点を質問いたします。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） お答えします。

公営住宅は公営住宅法に基づき地方公共団体が国の補助を受けて建設し、住宅に困窮する低所得者に対し低廉な家賃で賃貸する住宅で、本村では昭和56年度から平成22年度にかけて11団地、約162戸の団

地を建設しております。

住民の要望につきましては、個別に担当者に電話がございます。主に修繕依頼が多いようです。

空き室の状況は、宮城団地、饒波団地、大宜味団地各1戸空いております。

新規村営住宅建設については、現時点では新規に団地を整備する計画はございません。

街灯につきましては、11団地で50基設置しており、2基がLEDとなっております。現在、LEDに取りかえる計画はございませんが、耐用年数等を考慮し、今後検討してまいります。

○ 議長（平良嗣男） 7番 宮城 貢議員。

○ 7番（宮城 貢） わかりました。ちょっとこの件が村営住宅あたりの現況というのがどうなのかを、ちょっと私のほうではっきりしなかったものですから、昭和56年から大宜味村のほうでは村営住宅として建築されていて、平成11年まで、11団地、162戸ということで聞いて…。あと今後、村営団地の計画等はないということで、地域からの要望がないということよろしいでしょうか。

それとあと、LED関係ですね、塩屋区のほうで班長もやっています、街灯が、電気代が全然かわるということで、各村営団地の街灯は住んでいる人たちの負担となっていると思いますので、ぜひとも負担の軽減のために電気代が少しでも安くなるような形でできるようにLEDを進めてください、お願いします。

では、すみません、先ほどの地域からの要望がないということよろしいでしょうか。

○ 議長（平良嗣男） 総務課長。

○ 総務課長（知念和史） お答えいたします。

これまでに地域からの要望がないかということですが、議会のほうでも以前に、前田議員であったり、ほかの議員でも要望等はございましたが、村のほうとしては、やはり他市町村と比較しても戸数的に大分多いということもありまして、現在、新規としては厳しいというお答えをさせていただいております。全くないわけではないんですが、村として計画のほうは、新規の、新築については厳しいということで回答をしているということです。

街灯の件ですが、こちらにつきましては、補助事業で設置している街灯ということで、そこで全ての団地で一斉に撤去してLEDに変えていくというのも問題があるということで、先ほど村長のほうからお答えがありましたように、耐用年数等を見ながら考慮していくということで、質問の中に電気代等はどうなっているのかということで、答弁漏れがありましたので、そこについては各団地ごとに毎年管理者を1人おいて、その管理者のほうで徴収して、浄化槽と街灯、あと周辺の草刈り等の整備は管理委託をして、団地会のほうでやってもらっているというのが現状となっております。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 7番 宮城 貢議員。

○ 7番（宮城 貢） 1点、昭和56年から約40年近いんですかね、県営団地の建てかえ事業とか、結構そういうふうな形で団地のほうが進んでおります。今後、大宜味村において耐用年数とか、築40年、50年近くなると、それは検討されるということよろしいでしょうか。その件についてお願いします。

○ 議長（平良嗣男） 総務課長。

○ 総務課長（知念和史） こちらの件も、以前にも何度か建設環境課長等が答弁していると思いますが、宮城団地、渡海団地等、古い団地につきましては、先ほど昭和56年というのは宮城団地をスタートして、渡海団地、屋古団地といっていると思いますが、耐力度調査をして、その中で建てかえの基準までには至っていないということで、リフォームを含めて、今、検討している状況でありますので、その

場合にはまた、今住んでいる方との調整等もありますので、そこら辺の調整を含めながら今後調整していきたいと思っております。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 以上で村営住宅団地の現況・問題についての質問を終わります。

次に産業の振興について。7番 宮城 貢議員。

○ 7番（宮城 貢） 産業振興について。2点ほど。

村長は、本年度の施政方針で学校跡地を活用し観光振興を中心とした村の総合産業、村内経済の循環による村民所得の向上を期待し、「やんばるの森ビジターセンター整備事業」が着工していることを述べております。指定管理者である株式会社ファーマーズ・フォレストは、農家と事業者向けの農産物・加工食品等の出品者募集説明会を行っております。

本事業について、村民からの直接的、間接的要望等がもしあるとしたら、直接的、間接的要望はどのようなことですか。また先ほどの出店説明会をやっておりますので、その件について担当者からの報告はいかがですか。

②水産業の振興について伺います。航路浚渫等を実施し漁港機能の適正な維持管理に努めることを述べております。機能保全事業計画にはほかに計画している事業はありますか。養殖漁業の推進について、補助金はどのように考えていますか。

2次産業・3次産業との連携による6次産業化の展開をどのように考えておりますか。

この2点をよろしく願います。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） お答えします。

機能保全事業計画については、水産物供給基盤機能保全事業を活用して、今年度は航路浚渫を実施してまいります。それ以外は、令和2年度以降に老朽化した用地護岸の打換え及び物揚げ場のエプロン打換えを予定しております。

養殖漁業の推進については、今年度の漁業再生支援事業は行っておらず、今後は漁業者から要望があれば取り組んでいきたいと考えております。

6次産業化展開については、本村でも農業者がシークワサーやマンゴー、コーヒー、キャッサバなどで6次産業化を行っており、これからも支援していきたいと考えております。現在は、6次産業化を目指す方へ沖縄県が実施している沖縄県6次産業化サポートセンターの活用を進めております。

沖縄県（農林水産部流通・加工推進課 販売加工戦略班）では、平成25年度から6次産業化の支援事業を行っており、今後も沖縄県6次産業化サポートセンターを6月中に設置する予定です。村としても、沖縄県6次産業化サポートセンターの活用の周知に取り組んでおり、最近の実績では、平成31年2月の区長会や平成31年4月1日発行の大宜味村農業委員会だよりでも周知をしているところであります。

4月の大宜味住区から各住区ごとに、株式会社ファーマーズ・フォレストの主催で説明会が行われております。そのときの村民からの意見要望としては、ビジターセンターで日用品も売ってほしい。全国の特産品も売ってほしい。村内でも集荷はやってくれるのか。マンゴーやシークワサーをネットで販売してくれないか。ビジターセンターからうるマルシェへ持って行ってもらえないか。などの意見があったことの報告を受けています。

○ 議長（平良嗣男） 7番 宮城 貢議員。

○ 7番(宮城 貢) やんばるの森ビジターセンターのほうは11月にオープンということで現在、もう進行中であります。ぜひとも、本当にちょうど村長の施政方針の中にある村内経済の循環による村民所得の向上ですね、このほうをぜひともできるような形で事業が進んでいることを望んでいます。

あと水産業の振興については、今後の計画等があるということと、あと6次産業の件でぜひとも観光関係の、今回高速船のほうがということで、塩屋漁港のほう聞いています。ぜひとも近隣の島々に出るような形の海上タクシーのような、小回りのきく、少人数でできるような感じの事業等も、民間の会社というか、民間の人たちにもそういうことで参加してもらえたらと思っております。

1点、実は漁港のほうで航路灯ですか、2本あるうちの1本が使えない状態になっております。一番、道のほうの交差点、信号機のような形になると思いますし、ぜひとも航路灯も故障しているんじゃないかと思っております。確認と整備をよろしく願いいたします。以上です。

○ 議長(平良嗣男) 産業振興課長兼農業委員会事務局長。

○ 産業振興課長兼農業委員会事務局長(花田義徳) 議員の御質問にお答えいたします。

今回こちらのほう、修繕していきたいと思いますのでよろしく願いいたします。

○ 議長(平良嗣男) 以上で宮城 貢議員の質問を終わります。

◇ 安里重和 議員

○ 議長(平良嗣男) 次に学校跡地活用(旧喜如嘉小学校)事業について。9番 安里重和議員。

○ 9番(安里重和) 旧喜如嘉小学校跡地活用事業についてですが、去る4月にも、住民と議員との意見交換会の中でも話題になりました。

さて、旧喜如嘉小学校跡地活用事業について、昨年12月の定例会にて質問を行いました。現在のチューイチョーク株式会社の学校跡地活用事業の進捗状況をお伺いします。

○ 議長(平良嗣男) 村長。

(宮城功光村長 登壇)

○ 村長(宮城功光) お答えいたします。

活用事業者でありますチューイチョーク株式会社の主な事業としまして、シークワサーのシードル製造となっております。ほかには朝食を提供できるカフェ、アクティビティ施設運営、ツーリズム事業などがあります。

当初の予定より進捗が遅れているところ、担当課において確認をしながら、農業委員会との調整やシークワサー農家との調整が先に進んでいるとのこと。

進捗につきましては、酒造免許取得に向けて保健所との調整が進行しているとのこと、工場着工を8月中旬を予定し、進捗にあわせて10月、11月を目処に稼働させていく予定となっているところでございます。

工場を先に進行させ、段階的に事業計画を進めていくとのこと報告を受けております。

○ 議長(平良嗣男) 9番 安里重和議員。

○ 9番(安里重和) 今、村長から8月のシードル工場の予定と言ったのかな、たしか。実はですね、昨年12月の定例会では、事業者の示すスケジュールでは平成31年の2月よりということになっているんです。大宜味村広報の4月号では5月ごろの工事着手予定となっております。その間、全く動きがありませんでした。現在、全く動きが見えません。それがまた8月ということになると、本当にいつになる

のか全くわからないじゃないですか。また来月になったら、また9月、じゃあ10月、ずっとこういう状況ではどうなるのか、全く先が見えません。

それと毎月チューイチョークと連絡をとっているといいますが、チューイチョークのオハコルテ那覇空港店が移転していますが、実際、それはわかっていますか。あと旧喜如嘉校の維持管理、草が生い茂って実際危険な状態です。そういう感じはどうなっていくのか、ひとつ伺います。

○ 議長（平良嗣男） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地 亮） 安里議員の質問にお答えします。

これまで12月、3月…、広報紙のほうで報告させていただきました。進捗が遅れている理由も伺っているところですが、遅れている一番の理由といたしましては、当初の計画がやはり大きかったという部分があって、金融機関等との調整ですね、資金調達の面で、事業計画の段階的にやっていくようにということで、その事業計画の見直しを求められたというところがあって、見直しをしながら進めていって、今の状況になったというところの話がありました。ただし、我々もいつまでもということはないようにということで、念を押しながら、今後のことも含めて話をさせていただいている状況で、今回の報告させていただいた11月を目処に、まずは工場稼働ということを頑張ってもらおうということで話を進めているところでは。

あと空港店の移転があったということは、確認をしております。今、我々も空港へ行ってなくなっているのを確認して、どうしていますかということで、移転をしたというところで、国際線のほうにという話を聞きましたけれども、そこはちょっと国際線のほうに確認はとっていないんですが、そういう話を伺っているというところでは。

草刈り、維持管理のほうにつきましては、こちらも指導しながらやっていかなければいけないなど思っているところで、今グラウンドのほうにつきましては、管理が教育委員会のほうに残っていますので、教育委員会で先日行われたものになっております。あと体育館周りは我々企画観光課のほうで管理することになっておりますので、こちらも後日やることになっております。ただ施設周り、職員室周りのほうは特に気になるところですが、こちらも指導しながらやっていくということになっております。

あと今後の進捗につきまして、チューイチョークのほうからはぜひ11月ごろにイベントを開催したいということで、地域のほうにこれから調整が入っていくと思いますので、ぜひ喜如嘉住区の皆さんと一緒に進めていきたいとありました。

それと維持管理のほうも、それにあわせて適時行っていきたいという話をいただいております。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 9番 安里重和議員。

○ 9番（安里重和） オハコルテのお店は3月18日に国際線へ移転しています。私から一応報告しておきます。

○ 議長（平良嗣男） 以上で学校跡地活用（旧喜如嘉小学校）事業についての質問を終わります。

次に田嘉里区へ村道の新設を。9番 安里重和議員。

○ 9番（安里重和） 昨年6月16日の異常気象により、村道田嘉里線が路肩から崩落、土砂災害が発生したことは記憶に新しいと思います。村道田嘉里線は、屋嘉比から田嘉里山に向けて回り道や抜け道のない一本道の生活道路です。田嘉里線も老朽化が進み、至るところで亀裂や轍、凸凹があり、災害が起こった場合、生活ができなくなる可能性が指摘されてきました。それが現実のものとなり、区民は1

年間も不安を感じながら生活を強いられてきました。また田嘉里山は区民にとって最大の樹園地でもあり、安全・安心・安住な村づくりとして、さらには地域の活性化を支援するためにも新たな村道の開設は必要不可欠だと思っています。次の2点についてお伺いします。

1つ、新たな村道田嘉里線整備事業の取り組みについて。

2点目、村道の維持管理の方策は。村長よろしくお願ひします。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） お答えいたします。

1点目の田嘉里線整備事業については、平成30年12月に田嘉里区より迂回路の新設要請もありました。そこで検討を行いました。が、地形的条件、それに伴う路線延長の観点から考えますと、補助事業についての費用対効果や予算確保が大変厳しい状況にあることから、現段階では厳しいと思われるとの回答を行っております。その後においても同様なことから、近々の事業採択は難しいと考えます。

2点目の村道維持管理については、除草作業をメインに週5日の除草作業員による村道沿いの草刈り作業や側溝管理を行いながら、道路の不具合を点検、さらに建設課職員による点検等を行っております。また、橋梁等法定点検が定められたものについては、委託業務を行い、安全確保に取り組んでおります。

○ 議長（平良嗣男） 9番 安里重和議員。

○ 9番（安里重和） 非常に寂しい答弁でしたけれども、この大宜味村第5次総合計画、前期の基本計画ですけれども、これが平成32年度まで。その中でうたっていることが、物すごくきれいなんです。道路の整備として現況と課題、現況、抜粋しますけれども、道路網を連続性の面から見ると、広域的には国道、県道により基本的なネットワークは形成されている。しかし、村内に関しては村道、農道、林道などの国道、県道との連続は保証されているものの、相互間のネットワーク形成は不十分であると、これ現況ですね。それで課題は、道路について低地から段丘面への移動、または段丘面内での移動に不便が生じており、今後整備が必要な路線が残されているため、これまで同様計画的な整備の継続が必要であると、課題としてはうたっています。それと最後に、たくさんあるんですが、たくさん言うわけにはいかないものですから、基本施策として、村内ネットワークの充実。村道については、行き止まり、狹隘道路の解消を図り、集落内雨水排水路の整備を図る。特に段丘面内の移動における利便性向上、効率化を図るため、既存道路の改良などを積極的に推進するとうたっています。それを聞いて、村長は今どのように思われたか、ひとつよろしく答弁お願ひします。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（宮城功光） 基本計画には、確かにそういうふうな形でやはり必要性をうたっておりますけれども、実際に、今先ほど私が答弁しましたように、やはり道路整備をする中では、特に補助事業の場合は費用対効果という形の件でなかなか採択が難しいということもあって、事業化するのは非常に厳しいというのが今の行政としての立場であります。あとは建設環境課長のほうで…。

○ 議長（平良嗣男） 建設環境課長。

○ 建設環境課長（新城 寛） 建設課においても、今の補助事業関係、予算を計画的にとつていこうというふうにやっておりますが、今村長が答弁したとおり、非常に難しい部分があります。ただし、ほかにまた方法ができないのか、かなり村道においても年数がたつて、道路の亀裂とかそういうものがあられている部分が多くなってきております。補助事業だけじゃなく、通常の維持管理等の修繕も、予

算がつく範囲でしか今のところできないような状況ですが、なるべく安全対策をやっていこうかと思っております。

先ほども話しているように、なかなか補助事業の枠がとれない部分がございます。そんな中でもどうか予算確保に向けて取り組んでいるところです。それと優先順位、そういうものも考えながら今後やっていきたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○ 議長（平良嗣男） 9番 安里重和議員。

○ 9番（安里重和） 答弁ありがとうございました。私もそれについては、十分承知のつもりで実際やっています。ただし、ことしの施政方針、それにも同じことをうたっているものですから、やはり実際はどうなのかなど。実際のことを話していただければ一番助かります。今後、田嘉里山の一本道は当たり前の、承知のことだと思いますから、村長のほうも。どこか抜け道を一本どうしてもつくってほしいんです。これから事業の検討はどうでしょうか、平成32年度までにはひとつよろしくをお願いします。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（宮城功光） 議員も御承知のとおり、今の課長からの答弁もあるように、非常に厳しい財政の中でなかなかやりづらいところもありますけれども、できるだけ私も現地を見て、地形的なものを見ながら可能性がないかどうか。私自身も現場を踏まえて、できるだけそういう事業をできるように、関係機関に要望をしながら進めていきたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思っております。よろしくをお願いします。

○ 議長（平良嗣男） 以上で安里重和議員の質問を終わります。

◇ 大城邦彦 議員

○ 議長（平良嗣男） 次に根路銘海浜等の活用について。6番 大城邦彦議員。

○ 6番（大城邦彦） 質問事項、根路銘海岸等の活用について。

根路銘海岸高潮対策事業が平成16年度に完成し、台風時の高波及び波浪に対する海岸防護機能の向上を図ることができました。整備後は白い砂浜を復元したことで根路銘海神祭によるハーリー、そして内外からの海水浴、ビーチパーティーなどで利用され、現道の駅と一体的な観光振興の促進及び地域の活性化にも貢献できております。全国でも指折りの有名な大宜味村の道の駅ということで、きれいな砂浜、海浜ということが言われている現状にあります。

現在、観光客等がきれいな砂浜や夕日をバックに写真撮影や散策をしている方が多く見られ、おおぎみまるごとツーリズム協会によりマリン体験などで活用されておりますが、近年ハブクラゲが多く発生し、村民、観光客等が安心して泳げる場所が大宜味村にはなく、観光振興を図る上でもクラゲ防止ネットの設置やトイレ、シャワー、駐車場など整備が望まれております。また、世界自然遺産登録予定の森林やター滝などとあわせて、観光資源活用の少ない海浜の利用促進を図る必要があると考えるが、村としての見解を伺います。

まず1番に、村民などが安心して泳げるクラゲ防止ネット及びトイレ、シャワー、更衣室等の設置整備について。

2、ブルーツーリズム等の観光推進について。

3、現在、計画して動いていると思っておりますが、結の浜海水浴場の整備計画についてお伺いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） お答えいたします。

1つ目のクラゲネット等の設置整備につきましては、現在のところ計画はございません。

2つ目のブルーツーリズムの観光推進につきましては、3つ目の結の浜海浜整備と連動した取り組みを想定して検討をしております。

ブルーツーリズムの取り組みは、現在でも民泊事業を受け入れ時に根路銘海岸を中心に活動されていることは御承知のとおりと思います。

県外への村のPR行動を行ってきた中で、旅行者等からも議員の質問事項のような要望を受けているところであり、担当する企画観光課においてその方策について検討しながら、関係団体等と意見交換を行っているところです。

結の浜海浜整備計画につきましては、事業化を図るための補助メニュー等の調査、計画に必要な項目などの洗い出しを行い、今年度、基本計画策定に取り組むこととしております。

○ 議長（平良嗣男） 6番 大城邦彦議員。

○ 6番（大城邦彦） 現在、こんな大宜味村、我々は長い間住んで、当たり前のように見ているきれいな砂浜、もう一度振り返ってみますと、こんなきれいな、沖縄県でも国道沿いで、海と砂浜が見える海岸沿いが喜如嘉から津波まである、この広い砂浜を持っている自然豊かな財産はほとんど生かされていないような現状を私は感じております。

その中で、村民が親しく、子供たちが自由に泳げる場所が、今本当に危険でないんです。これは予定があるかないじゃなくて、できるのかできないのか、予算が絡むことでもありますので、今後、ぜひその大宜味村というすばらしい海浜を持っている財産を生かすためにも、そういうクラゲ、そしてトイレやシャワー、駐車場も含めて、ぜひその辺の整備を検討していただきたいと。

そして午前中にありました、宮城良治議員からありました創業支援事業についてもですが、このブルーツーリズムについては、今おおぎみまるごとツーリズム等でやっていますが、若い個人が、実は恩納村あたりでは恩納村でカヌーをして、その後、大宜味のター滝に上り、そこでお昼を食べて、そしてシュノーケルをすとか、そういうプログラムを組んで本土のほうからの観光客をかなり入れて、わざわざ恩納村から大宜味村に来ているんですが、これは全て大宜味村でかなうことができるんですよね、そういう環境にあります。そういうことまで考えますと、その辺の推進補助、そして若者が創業支援事業との絡みですが、やっぱり若者が、起業支援をやりたいというときには法的な問題や予算の補助、そして外部からの若者たちがそういう起業ができるような受け入れ窓口もつくっていただいて、そういうこともひとつとしていかないと人口増加につなげていけないような現状があります。

先ほど言いました、結の浜の海浜整備計画についても、それが完成してホテルができますと、やはりどうしても、海と山と川という、すばらしい条件があります大宜味村は、ブルーツーリズム、グリーンツーリズムを含めての、これから一番すばらしい大宜味村としての発展につながる、そういうものになるんじゃないかと思っておりますので、今後の観光推進、協議会または企画観光課のほうでも計画を立てて、ぜひ夢のある、一人でも多く大宜味村に来て、すばらしい大宜味村を見て回ってお金を落としていってもらえるような、そういう取り組みもしていただきたいと思います。そのようなことで、私の一般質問はこれで終わりたいと思います。よろしくお願いします。

- 議長（平良嗣男） 以上で大城邦彦議員の質問を終わります。
これで一般質問を終わります。
-

◎散会の宣告

- 議長（平良嗣男） 以上で本日の日程は、全部終了しました。
本日は、これで散会します。
大変御苦労さまでした。

(午後 2時47分)

令和元年第3回大宜味村議会定例会会議録

(第3号) 令和元年6月12日

1. 開議、散会の日時

開 議 (令和元年6月12日 午前10時00分)

散 会 (令和元年6月12日 午前10時17分)

2. 出席議員 (10名)

1番議員	大 城 佐 一	6番議員	大 城 邦 彦
2番議員	宮 城 良 治	7番議員	宮 城 貢
3番議員	仲井間 宗 利	8番議員	吉 浜 覚
4番議員	友 寄 景 善	9番議員	安 里 重 和
5番議員	大 山 美佐子	10番議員	平 良 嗣 男

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長	宮 城 功 光	教 育 長	米 須 邦 雄
副 村 長	島 袋 幸 俊	教 育 課 長 兼 子ども子育て支援室長	宮 城 豊
総 務 課 長	知 念 和 史	農 業 委 員 会 事 務 局 長	花 田 義 徳
財 務 課 長	真喜志 亮	監 査 事 務 局 長	大 嶺 実
住 民 福 祉 課 長	佐久川 紀 亮	選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	知 念 和 史
企 画 観 光 課 長 兼 プ ロ ジ ェ ク ト 推 進 室 長	福 地 亮		
産 業 振 興 課 長	花 田 義 徳		
建 設 環 境 課 長	新 城 寛		
会 計 課 長	宮 城 敦		

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 大 嶺 実 主 事 仲 村 亮 人

6. 議事日程（第3号）

日程番号	事件番号	件 名	摘 要
1	議 案 第 1 9 号	大宜味村過疎地域自立促進計画（平成28年度～平成32年度） の一部変更について	質 疑 委員会付託
2	議 案 第 2 0 号	令和元年度大宜味村一般会計補正予算（第1号）	質 疑 委員会付託
3	議 案 第 2 1 号	令和元年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	質 疑 付託省略

◎開議の宣告

- 議長（平良嗣男） おはようございます。
これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎議案第19号の質疑、過疎地域自立促進計画審査特別委員会の設置、委員会付託

- 議長（平良嗣男） 日程第1 議案第19号 大宜味村過疎地域自立促進計画（平成28年度～平成32年度）の一部変更についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

- 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する過疎地域自立促進計画審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって議案第19号については、9人の委員で構成する過疎地域自立促進計画審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

- 議長（平良嗣男） お諮りします。ただいま設置されました過疎地域自立促進計画審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって過疎地域自立促進計画審査特別委員会の委員は、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

◎議案第20号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

- 議長（平良嗣男） 日程第2 議案第20号 令和元年度大宜味村一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。1番 大城佐一議員。

- 1番（大城佐一） ちょっと確認したいことがありまして、教育委員会です。10款3項1目7節、9細節、説明資料の17ページ。そこに部活動指導員賃金とあるんですが、右のほうにいろいろ計算の項目もあるわけですが、補助率もあるわけで、これは多分、国、県からの補助事業と思いますが、この補助事業名と、あと休日と平日の日当計算が、同じ平日と休日とが1,600円になっているんですが、私、休日はちょっと高いような感覚があるんですが、その辺、詳しく説明をお願いしたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 教育課長兼子ども子育て支援室長。

○ 教育課長兼子ども子育て支援室長（宮城 豊） 佐一議員の質疑にお答えいたします。

事業名は教育支援体制整備事業補助金ということで、文科省の教職員による働き方改革の一環でありまして、教職員の負担を少しでも軽減しようということでの初めての試みで、大宜味村としては、教育委員会としては手を挙げさせていただいております。今回は2名の職員を委嘱して行いたいんですが、今考えているのは、学習支援員の方に2名をお願いしたいということでもあります。時間につきましては、平日2時間程度の週3日で、休日は土日のうちの、一両日のうちのどちらかの3時間ということで、時給としてはもうこれは定められているものですから、このような算定になっております。補助率は記載されているとおり、国3分の1、県3分の1、市町村3分の1となっております。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） これをなぜ質疑したかということ、これは大変ありがたいことで、今答弁の中で支援員とあったんですが、これは教員ではないわけですか。私はまた教員と思って、これは外部…、私の経験から外部コーチをしているときに、県の教育長からこういった事業の関係で2カ年ぐらい受けたことがあるわけで、今地域でも、地元でやっているこういう外部コーチの皆さんに対しての、これは制度からいうと教職員の働き方改革の一員ということではありますが、今後、こういった先生方も休みを使って、大変なことでもありますし、部活の、今はどうなっているかわからないが、前は育成会からも部活の顧問に対しての手当があったと思うんですが、その辺の配慮を、部活動を持っている先生方、または今、村でも頑張っている少年野球から、中学校野球、バスケット、テニスと、外部コーチもいらっしゃるし、これは教育委員会から離れて、執行部の人材育成基金の中からでも出すような方向で、外部コーチに関しては前にも話をしたことがあるんですが、その辺の配慮は大変いいかなと思っていますので、今の趣旨はよくわかりましたので、ぜひこういったものを通して子供たちに対する指導の方法とか、コーチに対して軽減するようなことがあれば大変いいことだと思っておりますので、今後も、補助事業だけではなくて、お互いの人材育成基金の中からもこういった手当が出るような方向で、今後、教育委員会と執行部と相談しながらこういうものは出して頑張っていけたらと思っております。以上で終わりたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって議案第20号については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

○ 議長（平良嗣男） お諮りします。ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思

ます。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(平良嗣男) 異議なしと認めます。

したがって予算審査特別委員会の委員は、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

◎議案第21号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決

○ 議長(平良嗣男) 日程第3 議案第21号 令和元年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第21号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会の付託を省略することについて採決します。

本案は、委員会の付託を省略することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

○ 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって議案第21号は、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから議案第21号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第21号 令和元年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

○ 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって議案第21号は、原案のとおり可決されました。

○ 議長(平良嗣男) 休憩します。

(午前10時09分)

○ 議長(平良嗣男) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時16分)

◎諸般の報告

○ 議長(平良嗣男) これから諸般の報告を行います。

休憩中に過疎地域自立促進計画審査特別委員会及び予算審査特別委員会において、委員長及び副委員

長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので報告します。

過疎地域自立促進計画審査特別委員会委員長に仲井間宗利議員、副委員長に友寄景善議員、予算審査特別委員会委員長に友寄景善議員、副委員長に大山美佐子議員、以上のとおり互選された旨の報告がありました。

これで諸般の報告を終わります。

◎散会の宣告

○ 議長（平良嗣男） 以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これで散会します。

大変お疲れさまでした。

（午前10時17分）

令和元年第3回大宜味村議会定例会会議録

(第4号) 令和元年6月13日

1. 開議、閉会の日時

開 議 (令和元年6月13日 午前10時00分)

閉 会 (令和元年6月13日 午前10時34分)

2. 出席議員 (7名)

1 番議員 大 城 佐 一

2 番議員 宮 城 良 治

3 番議員 仲井間 宗 利

4 番議員 友 寄 景 善

5 番議員 大 山 美佐子

6 番議員 大 城 邦 彦

7 番議員 宮 城 貢

8 番議員 吉 浜 覚

9 番議員 安 里 重 和

10番議員 平 良 嗣 男

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

な し

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 大 嶺 実 主 事 仲 村 亮 人

6. 議事日程（第4号）

日程番号	事件番号	件名	摘要
1	議案 第19号	大宜味村過疎地域自立促進計画（平成28年度～平成32年度）の一部変更について	委員長報告 質疑～表決
2	議案 第20号	令和元年度大宜味村一般会計補正予算（第1号）	委員長報告 質疑～表決
3	陳情 第3号	安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める陳情書	委員長報告 質疑～表決
4	意見案 第6号	大宜味村内の河口閉塞の抜本的な改善を求める意見書	提案説明 付託省略
5	決議案 第1号	大宜味村内の河口閉塞の抜本的な改善を求める要望決議	提案説明 付託省略

◎開議の宣告

- 議長（平良嗣男） おはようございます。
これから本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎議案第19号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

- 議長（平良嗣男） 日程第1 議案第19号 大宜味村過疎地域自立促進計画（平成28年度～平成32年度）の一部変更について議題とします。

委員長の報告を求めます。過疎地域自立促進計画審査特別委員会委員長。

大議第74号

令和元年6月12日

大宜味村議会議長 平良嗣男 殿

過疎地域自立促進計画
審査特別委員会
委員長 仲井間 宗利

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査の結果
議案第19号	大宜味村過疎地域自立促進計画（平成28年度～平成32年度）の一部変更について	原案可決 全会一致

(仲井間宗利過疎地域自立促進計画審査特別委員会委員長 登壇)

- 過疎地域自立促進計画審査特別委員会委員長（仲井間宗利） ただいま議題となりました議案第19号 大宜味村過疎地域自立促進計画（平成28年度～平成32年度）の一部変更について、本委員会における審査の結果について報告いたします。

本委員会におきましては、説明員として副村長、総務課長、財務課長、住民福祉課長及び企画観光課長兼プロジェクト推進室長の出席を求め、6月12日午後1時30分から審査を3時間5分繰り上げて午前10時25分から審査をいたしました。

議案第19号 大宜味村過疎地域自立促進計画（平成28年度～平成32年度）の一部変更について報告します。

本案の変更は、観光協会補助金、地域イベント支援事業、ビジターセンター運営委託事業、北部広域ネットワーク機能強化事業及び不妊治療費等助成事業の追加となっております。

議案第19号について、質疑、討論はなく、全会一致をもって可決すべきものと決定しました。

よろしくご審議のほどお願い申し上げまして報告といたします。

○ 議長（平良嗣男） 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第19号 大宜味村過疎地域自立促進計画（平成28年度～平成32年度）の一部変更についての委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第19号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第19号 大宜味村過疎地域自立促進計画（平成28年度～平成32年度）の一部変更についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

○ 議長（平良嗣男） 起立全員です。

したがって議案第19号については、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第20号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○ 議長（平良嗣男） 日程第2 議案第20号 令和元年度大宜味村一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

委員長の報告を求めます。予算審査特別委員会委員長。

大 議 第 7 5 号

令和元年6月12日

大宜味村議会議長 平 良 嗣 男 殿

予算審査特別委員会

委員長 友 寄 景 善

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	審査の結果
議案第20号	令和元年度大宜味村一般会計補正予算（第1号）	原案可決 全会一致

(友寄景善予算審査特別委員会委員長 登壇)

○ 予算審査特別委員会委員長(友寄景善) ただいま議題となりました議案第20号について、予算審査特別委員会における審査の経過及び結果について報告いたします。

本委員会におきましては、説明員として副村長及び関係課長等の出席を求め、6月12日午後3時から
の審査予定を4時間15分繰り上げて午前10時45分から審査をいたしました。

議案第20号 令和元年度大宜味村一般会計補正予算(第1号)の主な内容は、沖縄振興特別推進交付
金の変更による増額、新規事業ではやんばるの森ビジターセンター情報発信施設コンテンツ音声多言語
化事業、沖縄観光防災力強化支援事業、プレミアム付商品券事業による補正で、119,603千円の増額補
正であります。

議案第20号について、質疑、討論はなく、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定しま
した。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げまして報告といたします。

○ 議長(平良嗣男) 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第20号 令和元年度大宜味村一般会計補正予算(第1号)の委員長の報告に対する質疑
を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第20号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第20号 令和元年度大宜味村一般会計補正予算(第1号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起
立を願います。

(起立全員)

○ 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって議案第20号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎陳情第3号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○ 議長(平良嗣男) 日程第3 陳情第3号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改
善を求める陳情書を議題とします。

委員長の報告を求めます。総務常任委員会委員長。

大 議 第 6 5 号

令和元年5月22日

大宜味村議会議長 平 良 嗣 男 殿

総務常任委員会

委員長 安 里 重 和

陳情審査報告書

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

記

受理番号	受理年月日	件名	審査の結果	委員会の意見	措置
3	平成31年 2月7日	安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める陳情書	不採択	—	—

(安里重和総務常任委員会委員長 登壇)

○ 総務常任委員会委員長（安里重和） ただいま議題となりました、陳情第3号について、第2回臨時会終了後5月22日午後2時30分から審査を行った結果、お手元に配布してあります審査報告書のとおり、賛成少数を持って不採択とすべきものと決定しました。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げまして報告いたします。

○ 議長（平良嗣男） 以上で委員長の報告を終わります。

これから陳情第3号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める陳情書の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから陳情第3号について討論を行います。討論ありませんか。8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 陳情第3号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める陳情書について、賛成の立場で討論を行います。

本陳情は、沖縄県那覇市奥武山町26-24-20、沖縄県医療福祉労働組合連合会執行委員長穴井輝明から提出されたものです。

本件の陳情趣旨は、医療や介護現場での人手不足はいまだに深刻な状態にあります。人手不足により一人一人の過重労働がすすみ、過酷な夜勤や長時間労働などが解消されずに、医師や看護師の過労死を引き起こす事態が続いています。厚生労働省も、医療職場や介護職場の勤務環境改善の必要性を明らかにし、手だてを講じていますが、具体的な労働環境の改善には至っていません。

看護師の夜勤実態調査（2017年日本医労連調査、看護職員104,672人分）では、2交替制勤務のうち16時間以上の長時間夜勤の割合は43.1%、勤務と勤務の間隔が極端に短い8時間未満の割合が49.0%でした。このような過酷な夜勤実態も背景に、慢性疲労を抱えている看護師は71.7%、健康不安の訴えが67.5%、74.9%の看護師が仕事を辞めたいと思いながら働いている（日本医労連2017年看護職員の労働実態調査、33,402人分）状態であり、問題の根底には慢性的な人手不足があります。また介護現場では長時間夜勤の割合はさらに高く、小規模施設では1人体制の夜勤が恒常的に行われています。

労働時間規制を含めた実効ある対策は、猶予できない喫緊の課題です。2007年に国会で採択された請

願内容（夜間は患者10人に1人以上、昼間は患者4人に1人以上など看護職員配置基準の抜本改善、夜勤の月8日以内の規制など）の早期実現を行い、そのために必要な人員の確保を国の責任で実行されることを強く求めます。そして国民誰もが安心して医療・介護を利用できるよう、保険料や一部負担金の負担軽減が必要です。

安全・安心の医療・介護の実現のため、下記の事項につき、地方自治法第99条にもとづく国に対する意見書を決議していただけるよう陳情いたします。

陳情項目、1、医師・看護師・医療技術職・介護職などの夜間交替労働における労働環境を改善すること。

① 1日且つ1勤務の労働時間8時間以内を基本に、労働時間の上限規制や勤務間のインターバル確保、夜勤回数の制限など、労働環境改善のための規制を設けること。

② 夜勤交替制労働者の週労働時間を短縮すること。

③ 介護施設や有床診療所などで行われている「1人夜勤体制」をなくし複数夜勤体制とすること。

2、安全・安心の医療・介護を実現するため、医師・看護師・医療技術職・介護職を増員すること。

3、患者・利用者の負担軽減をはかること。

4、費用削減を目的とした病床削減は行わず、地域医療に必要な病床機能を確保すること。以上。

したがって、本陳情は、2007年に国会で採択された内容の早期実現を行い、そのために必要な人員の確保を国の責任で実行されることを求めたものです。

本件は、安全・安心の医療・介護を実現していかなければならない国民的な課題であります。地方議会である本議会も国会と連携を密にし、国民全体で労働環境の改善を求めていくために、本陳情に対し各議員の賛成を求め討論とします。

○ 議長（平良嗣男） 次に原案に賛成者の発言を許します。3番 仲井間宗利議員。

○ 3番（仲井間宗利） 不採択の理由を申し上げます。

1、陳情文書だけを送りつけて、説明もなく誠意が見えない。

2、沖縄県医療福祉労働組合連合会とはどのような連合組合かもわからない。

3、経営者側に配慮がない。

4、民主主義多数決で賛成少数であったということ。

大宜味村議会であり、県議でも私たちはありません。国会議員でもありません。私たちが第一に考えることは大宜味村をどのように発展させるかを一番に考えることが村議の任務だと思います。

このような理由により、不採択となりました。

○ 議長（平良嗣男） ほかに原案に反対者の発言を許します。ほかに討論ありませんか。
(発言する者なし)

○ 議長（平良嗣男） これで討論を終わります。

これから陳情第3号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める陳情書を採決します。

本陳情に対する委員長報告は不採択です。本陳情は、採択することに賛成の方は起立を願います。
(起立少数)

○ 議長（平良嗣男） 起立少数です。

したがって陳情第3号は、不採択とすることに決定しました。

◎意見案第6号の上程、説明、質疑、討論、委員会付託の省略、採決

○ 議長（平良嗣男） 日程第4 全員発議により提出されました意見案第6号 大宜味村内の河口閉塞の抜本的な改善を求める意見書を議題とします。

提案者からの提案理由の説明を求めます。6番 大城邦彦議員。

（6番 大城邦彦議員 登壇）

○ 6番（大城邦彦） 意見案第6号 大宜味村内の河口閉塞の抜本的な改善を求める意見書
上記の意見案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

令和元年6月13日

大宜味村議会議長 平良嗣男 殿

提出者 大城邦彦 宮城 貢 友寄景善 宮城良治 大城佐一 仲井間宗利 大山美佐子 吉浜 覚
賛成者 安里重和

提案理由 大宜味村内の殆どの河川で河口閉塞になっており、特に大川川及びガジナ川の周辺の住民が安全・安心に生活が確保出来るように、沖縄県において河口閉塞の抜本的な改善を早期に実現するよう求めるため。

大宜味村内の河口閉塞の抜本的な改善を求める意見書

大宜味村が管理している普通河川は13河川あり、殆どの河川で河口閉塞しており、特に大川川及びガジナ川におきましては、慢性的な河口閉塞となっているのが現状であります。

これまで沖縄県に対して、幾度と河口閉塞の抜本的な改善対策を要請しておりますが、前向きな回答はなく、担当部署が北部土木事務所に出向いて現状を説明した際には、普通河川の河口付近は村が管理すべき、という旨の回答を受けております。しかしながら、現場を確認すると海砂が原因で河口閉塞が生じているのは明らかであります。海砂を除去又は搬出する際には海砂は県の管理財産であることについて、県は承知しているのにも関わらず、村が管理するべきだとの主張とは矛盾が生じていると思っております。

村としても、これまで重機使用料等で海岸の海砂の除去作業を繰り返し行ってきておりますが、海砂を除去しても数日後には元の河口閉塞に戻るため、一時的な応急措置でしかありません。従来への対応を繰り返すのみでは財政的にも厳しいため、導流堤等を設置するなどの抜本的な整備が必要不可欠であります。

このような問題は、大宜味村、国頭村、名護市、宜野座村、金武町、においても議会の一般質問で問題提起されており、北部全体の問題になっております。特に大宜味村が管理している、大川川及び、ガジナ川においては（別紙資料1～10参照）、過去に海砂による河口閉塞が原因で床上浸水や畑冠水の被害も経験しており深刻な問題となっております。

住民の安全・安心や経済的な観点からも早急な改善は必要不可欠であり、また令和2年夏頃には、奄美大島、徳之島、沖縄県北部および西表島が世界自然遺産登録される予定であります。河口閉塞で河川の水が溜まると悪臭や環境及び景観にも悪影響を及ぼすのは確実で、世界自然遺産にも弊害があるのではないかと危惧しております。

また、4月に開催された、住民と議員との意見交換会において、住民から議会も県の方へ要請行動をして頂きたいという強い要望を受けており、議会として今までの経緯を踏まえて重く受け止めておりま

す。このような観点から、沖縄県において河口閉塞の抜本的な改善を実現するため、特段のご配慮を賜りますよう下記事項について、強く要望いたします。

記、1、沖縄県において大川川及びガジナ川の河口閉塞の抜本的な改善するように強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年6月13日

沖縄県国頭郡大宜味村議会

宛先 沖縄県知事、北部土木事務所長

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

意見案第6号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会の付託を省略することについて採決します。

本案は、委員会の付託を省略することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

○ 議長（平良嗣男） 起立全員です。

したがって意見案第6号は、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから意見案第6号について討論を行います。討論はありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから意見案第6号 大宜味村内の河口閉塞の抜本的な改善を求める意見書を採決します。

原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって意見案第6号は、原案のとおり可決されました。

◎決議案第1号の上程、説明、質疑、討論、委員会付託の省略、採決

○ 議長（平良嗣男） 日程第5 全員発議により提出されました決議案第1号 大宜味村内の河口閉塞の抜本的な改善を求める要望決議を議題とします。

提案者からの提案理由の説明を求めます。7番 宮城 貢議員。

（7番 宮城 貢議員 登壇）

○ 7番（宮城 貢） 決議案第1号 大宜味村内の河口閉塞の抜本的な改善を求める要望決議

上記の決議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

令和元年6月13日

大宜味村議会議長 平良嗣男 殿

提出者 宮城 貢 大城邦彦 友寄景善 宮城良治 大城佐一 仲井間宗利 大山美佐子 吉浜 覚

賛成者 安里重和

提案理由 大宜味村内の殆どの河川で河口閉塞になっており、特に大川川及びガジナ川の周辺の住民が安全・安心に生活が確保出来るように、沖縄県において河口閉塞の抜本的な改善を早期に実現を強く要望するため。

大宜味村内の河口閉塞の抜本的な改善を求める要望決議

大宜味村が管理している普通河川は13河川あり、殆どの河川で河口閉塞しており、特に大川川及びガジナ川におきましては、慢性的な河口閉塞となっているのが現状であります。

これまで沖縄県に対して、幾度と河口閉塞の抜本的な改善対策を要請しておりますが、前向きな回答はなく、担当部署が北部土木事務所に出向いて現状を説明した際には、普通河川の河口付近は村が管理すべき、という旨の回答を受けております。しかしながら、現場を確認すると海砂が原因で河口閉塞が生じているのは明らかであります。海砂を除去又は搬出する際には海砂は県の管理財産であることについて、県は承知しているのにも関わらず、村が管理するべきだとの主張とは矛盾が生じていると思っております。

村としても、これまで重機使用料等で海岸の海砂の除去作業を繰り返し行ってきておりますが、海砂を除去しても数日後には元の河口閉塞に戻るため、一時的な応急措置でしかありません。従来への対応を繰り返すのみでは財政的にも厳しいため、導流堤等を設置するなどの抜本的な整備が必要不可欠であります。

このような問題は、大宜味村、国頭村、名護市、宜野座村、金武町、においても議会の一般質問で問題提起されており、北部全体の問題になっております。特に大宜味村が管理している、大川川及び、ガジナ川においては（別紙資料1～10参照）、過去に海砂による河口閉塞が原因で床上浸水や畑冠水の被害も経験しており深刻な問題となっております。

住民の安全・安心や経済的な観点からも早急な改善は必要不可欠であり、また令和2年夏頃には、奄美大島、徳之島、沖縄県北部および西表島が世界自然遺産登録される予定であります。河口閉塞で河川の水が溜まると悪臭や環境及び景観にも悪影響を及ぼすのは確実で、世界自然遺産にも弊害があるのではないかと危惧しております。

また、4月に開催された、住民と議員との意見交換会において、住民から議会も県の方へ要請行動をして頂きたいという強い要望を受けており、議会として今までの経緯を踏まえて重く受け止めております。このような観点から、沖縄県において河口閉塞の抜本的な改善を実現するため、特段のご配慮を賜りますよう下記事項について、強く要望いたします。

記、1、沖縄県において大川川及びガジナ川の河口閉塞の抜本的な改善するように強く求める。

以上、決議する。

令和元年6月13日

沖縄県国頭郡大宜味村議会

宛先 沖縄県議会議長

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

決議案第1号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会の付託を省略することについて採決し

ます。

本案は、委員会の付託を省略することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

○ 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって決議案第1号は、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから決議案第1号について討論を行います。討論はありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから決議案第1号 大宜味村内の河口閉塞の抜本的な改善を求める要望決議を採決します。

決議案第1号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(平良嗣男) 異議なしと認めます。

したがって決議案第1号は、原案のとおり可決されました。

○ 議長(平良嗣男) お諮りします。会議規則第45条の規定により、本議会に付議された事件の議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(平良嗣男) 異議なしと認めます。

したがって条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

◎閉会の宣告

○ 議長(平良嗣男) これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

令和元年第3回大宜味村議会定例会を閉会します。

大変お疲れさまでした。

(午前10時34分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議会議長

議会副議長

署名議員

署名議員